

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

平成 31 年 3 月

山形県包括外部監査人
伊藤明彦

第1章 総論	1
第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の実施期間	1
5. 包括外部監査の対象期間	2
6. 監査対象部局等	2
7. 包括外部監査の方法	2
8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
9. 利害関係	3
第2 包括外部監査の監査結果	3
1. 監査の結果について	3
2. 指摘事項及び意見の一覧	3
 第2章 県の公の施設の状況及び監査対象施設の選定について	 15
第1 公の施設の状況	15
第2 監査対象施設の選定について	18
第3 県の指定管理者制度の概要	21
1. 指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン	21
2. 指定管理者の募集	23
3. 指定管理者の候補者の選定	24
4. 指定管理者の指定及び協定の締結	25
5. 指定管理者に対する監督・評価検証	25

第3章 包括外部監査の結果報告	26
第1 各施設についての結果報告	26
1. 山形県男女共同参画センター	26
2. 福祉休養ホーム 寿海荘	33
3. 山形県立点字図書館	41
4. 山形県産業創造支援センター	47
5. 山形県産業科学館	59
6. 山形県国民宿舎竜山荘	67
7. 山形県源流の森	79
8. 弓張平公園	85
9. 最上中央公園	91
10. 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター	103
11. 山形県ふるさと交流広場	117
12. 第1及び第2酒田プレジャーボートスポット	127
13. 山形県生涯学習センター	135
第2 総括意見	142

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

3. 特定の事件を選定した理由

平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、指定管理者制度が創設された。指定管理者制度は地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度である。山形県（以下「県」という。）においては民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、県民サービスの一層の向上、行政経費の節減、地域の活性化等を図ることをねらいとし、平成18年度より導入されたものである。

県において指定管理者制度が本格的に導入されてから、既に10年以上が経過している。この制度が当初の導入目的に沿って適切に制度運用が図られているか、改善すべき点がないか等、包括的に成果と課題を検証すべき時期が来ているものと考えられる。

また、利用料金制や自主事業条件等の指定管理者に対するインセンティブの付与の在り方などの課題についても検討を行うことも求められているところである。

このような状況のなか、県が指定管理者制度を導入している施設の管理運営に焦点をあて、その財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の視点から検証を行うことは極めて有意義であり、これまで包括外部監査のメインテーマとして取り扱われていないことにも鑑み本年度のテーマとして選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

平成30年4月から平成31年3月までの期間、監査を実施した。

5. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 29 年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

6. 監査対象部局等

指定管理者制度導入施設及び指定管理者制度に関する事務を執行する部局等

7. 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①施設の管理・運営が、条例や規則及び指定管理者制度の導入目的に則し、適切に行われているか。
- ②利用料金制の導入状況や、自主事業実施条件等、県の歳入及び指定管理者にとってのインセンティブの在り方は適切か。
- ③施設の利用者負担は、施設の行政コストや施設の設置目的に照らして適切か。
- ④指定管理者などの施設管理者の選定は適切に行われているか。
- ⑤施設の管理運営に関して、県と指定管理者の役割分担は適切か。

(2) 監査手続

- ①関係書類の閲覧
- ②関係部局への質問
- ③関係施設等への現地調査
- ④検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤その他必要とした手続

8. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 伊藤 明彦

(2) 補助者

公認会計士 津村 隆

公認会計士 柴田 真人

公認会計士 浅野 和宏

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 包括外部監査の監査結果

1. 監査の結果について

監査の結果について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることを御承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、平成 31 年 1 月末現在の判断に基づき記載している。

2. 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見の概要について、一覧できるよう表形式で記載する。詳細については、該当ページを参照されたい。

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ・施設名
----	------------	----	-----------

第 3 章 第 1 各施設についての結果報告			
1	(収支報告書に計上する人件費について) 指定管理者は、平成 27 年度から平成 29 年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額	意見	32 P 山形県男女共同参画センター

	<p>と決算額が同額計上された状態となっていた。</p> <p>県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。</p>		
2	<p>(貸与物品の管理について)</p> <p>県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
3	<p>(個人情報の管理徹底について)</p> <p>宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。</p> <p>県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。</p>	指摘事項	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
4	<p>(分煙化への対応について)</p> <p>最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用客からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。</p> <p>今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。</p>	意見	40 P 山形県福祉休養ホーム 寿海荘
5	<p>(アンケート調査の対象となる母集団について)</p> <p>当施設では、アンケート調査の対象を利用登録者のうち「図書館だより」送付希望者のみに限定しており、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。</p> <p>県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。</p>	意見	46 P 山形県立 点字図書館
6	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p>	指摘事項	54 P 山形県産業創造

	<p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>		支援センター
7	<p>(物品番号の記載がない備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な備品台帳との照合確認を容易にすることと考える。</p> <p>当該施設には、机やキャビネットなどの類似の備品等が多数設置され、かつ、当施設内に他施設の物品も保管されており、施設所管部局の判別が難しい状況にあることから、特に備品台帳との照合確認の必要性が高い。</p> <p>県は、物品番号の記載がない備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>	意見	55 P 山形県産業創造支援センター
8	<p>(管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について)</p> <p>平成 29 年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。</p>	指摘事項	56 P 山形県産業創造支援センター
9	<p>(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)</p> <p>指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成 29 年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。</p>	指摘事項	57 P 山形県産業創造支援センター

10	<p>(産業情報提供室における図書等提供の見直しについて)</p> <p>当施設の産業情報提供室では、平成20年、21年頃に発刊された雑誌等を設置しているが、ほとんど利用されていない状況である。</p> <p>県は、産業情報提供室の利用状況及び施設入居者の要望について指定管理者からの意見も踏まえ、改めて産業情報提供室における図書等提供の機能について見直す必要がある。</p>	意見	58 P 山形県産業創造支援センター
11	<p>(収支実績書における本社管理経費について)</p> <p>指定管理者は、平成25年度から平成29年度までの収支実績書において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を本社管理経費として支出に計上し、収支差引を0として県に報告している。</p> <p>県が指定管理料を適切に積算するためには、当施設の設置目的に沿った適切なサービスが提供されているかを確認し、かつ施設運営に伴う収支実績を正確に把握することが必要であることから、本社管理経費として必要な間接経費を適切に収支に計上することが重要である。</p> <p>このため、本社管理経費として計上する間接経費の内容や範囲、経費の計算方法などについて、県と指定管理者が協議して定めておくことが望ましい。</p>	意見	66 P 山形県産業科学館
12	<p>(備品台帳の記載について)</p> <p>現地調査時に、県が指定管理者に貸与している備品について、その設置場所、保管場所が明らかでないものがあつた。</p> <p>県は、県有備品現物と備品台帳の照合確認を容易に行うことができるようにするため、備品台帳上の個々の県有備品の設置場所又は保管場所の記載について、施設内における設置場所・保管場所を特定できる記載方法に変更することを検討されたい。</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎竜山荘
13	<p>(県有備品への備品標示票の貼付について)</p> <p>現地調査時に、備品標示票の貼付されていない県有備品が存在した。</p> <p>県は、備品標示票の貼付されていない県有備品につ</p>	指摘事項	75 P 山形県国民宿舎竜山荘

	<p>いて、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。</p>		
14	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、県有備品について使用されていない状態のものがあった。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県へ報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>	意見	75 P 山形県国民宿舎 竜山荘
15	<p>(保守管理業務の県に対する報告について)</p> <p>県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。</p> <p>しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。</p> <p>県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
16	<p>(保守点検業務等の進捗管理について)</p> <p>県は、指定管理者が管理運営業務仕様書に示されている回数の保守点検業務等を確実に実施していることを確認するため、点検結果の一覧等を作成し進捗状況の把握に努められたい。</p>	意見	76 P 山形県国民宿舎 竜山荘
17	<p>(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への速やかな対応について)</p> <p>県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類(残高試算表・総勘定元帳等)の提出を求め、確認す</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘

	ることにより、その適正性を確保することが求められる。また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。		
18	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。</p> <p>県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である。</p>	指摘事項	77 P 山形県国民宿舎 竜山荘
19	<p>(施設設備の計画的な修繕等について)</p> <p>現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる個所が見受けられた。これらは施設利用者の目に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるものである。</p> <p>県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進める必要がある。</p>	指摘事項	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
20	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 50 年以上経過しており、施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、改築や大規模修繕等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	78 P 山形県国民宿舎 竜山荘
21	(事業報告書の記載について)	意見	84 P

	<p>指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値（予算）並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p> <p>また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。</p> <p>さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。</p>		山形県源流の森
22	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>	指摘事項	98 P 最上中央公園
23	<p>(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)</p> <p>現地調査時に、使用されていない県有備品の存在を確認した。</p> <p>県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県に報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。</p>	意見	98 P 最上中央公園
24	<p>(備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が</p>	意見	99 P 最上中央公園

	<p>高い。</p> <p>県は、物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>		
25	<p>(県による事業報告書の確実な確認について)</p> <p>平成 29 年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額の一部が減免伺書と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。</p>	指摘事項	101 P 最上中央公園
26	<p>(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)</p> <p>公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前 7 日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。</p>	意見	102 P 最上中央公園
27	<p>(指定管理業務に係る預金口座の区分管理について)</p> <p>当施設においては、特定の預金口座の中で指定管理者としての管理業務にかかる収支とそれ以外の収支が混在しており、専用の口座による管理が行われていない。指定管理者としての管理業務に係る専用の口座を設け、他の事業と区分して管理する方向で指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p>	意見	102 P 最上中央公園
28	<p>(収支予算書及び収支決算書の様式の変更について)</p> <p>包括協定書には、収支予算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び収支決算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式が定められている。しかし、それらのいずれにも指定管理事業に係る消費税等負担額の記載欄がないため、指定管理者は、管理運営経費に消費税等負担額を算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告すること</p>	意見	116 P 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター

	<p>ができない。</p> <p>県は、指定管理者が指定管理事業に係る消費税等負担額についても、管理運営経費に算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができるように、「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式の変更を検討されたい。</p>		
29	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に差異が生じていた。</p> <p>県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金（本所から各支所への送金取引も含む。）の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。</p>	指摘事項	<p>116 P</p> <p>山形県県営住宅・山形県すまい情報センター</p>
30	<p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来 30 年近く経過しており、遊休施設の存在及び施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、大規模な修繕あるいは投資等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p>	意見	<p>123 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
31	<p>(申請条件の見直し等による申請者の確保について)</p> <p>当施設に関する直近の指定管理者への申請状況を見ると、当初は申請者がなかった。その後、申請がないのは指定管理者としては採算性に問題があるとの分析で、募集要項を一部変更し、再募集を行い現在の指定管理者が申請するに至った。県は、申請条件の見直しや、施設自体の魅力の増加により、今後も申請者を確保していくことが望まれる。</p>	意見	<p>124 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>
32	<p>(県有備品の管理の徹底について)</p> <p>現地調査時に県有備品の現品確認を実施したところ、保管場所が明らかでないものや、県の備品標示票の添付がないものが存在した。</p>	指摘事項	<p>125 P</p> <p>山形県ふるさと交流広場</p>

	<p>県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区分管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。</p>		
33	<p>(不要資産の処分について)</p> <p>現地調査時に、使用されていないサッカーゴール等の劣化した資産が存在した。このような資産は使用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。</p> <p>県は、再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。</p>	指摘事項	125 P 山形県ふるさと交流広場
34	<p>(一般管理費に関する適切な配賦基準の設定について)</p> <p>平成 29 年度の収支実績書において、収入から指定管理業務固有の支出を差し引いた差引残額を一般管理費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。一般管理費の内容としては指定管理業務に関する間接人件費等が該当するが、間接人件費は勤務時間等を用いた合理的な基準で配賦されていない状況である。</p> <p>県は、指定管理者に対し、収支実績書のうち間接人件費等、一般管理費に属する項目につき、適切な配賦基準を設定し、これに基づいて金額を計算するよう指導する必要がある。</p>	意見	126 P 山形県ふるさと交流広場
35	<p>(情報公開に関する県の指導について)</p> <p>指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第 23 条第 2 項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討されたい。</p>	指摘事項	133 P 第 1 及び第 2 酒田プレジャー ボートスポット
第 3 章 第 2 総括意見			
1	<p>(インセンティブの向上について)</p> <p>指定管理者制度の持続的な運用に当たっては、民間団体が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定に努めることが必要である。条件設定</p>	意見	146 P 総括

	<p>に当たっては、各施設の設置目的等を十分に考慮した上で、募集時の指定管理料や納付金の参考価格の決定、利用料金の在り方、自主事業の範囲やその収益の取扱い、リスク分担の見直し、修繕計画の策定など総合的に検討することが望ましい。</p>		
2	<p>(担当者間の意見交換について)</p> <p>県では、指定管理者制度を導入している各施設の所管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催している。このような会議を定期的に複数回設けるなど、意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の管理等の参考となり、実務に生かすことが可能になるものと考えことから、適切な実施が望ましい。</p>	意見	147 P 総括
3	<p>(収支予算書・収支決算書の様式について)</p> <p>収支予算書・収支決算書について、収支の状況をより適切に表す観点から、施設に応じて可能な限り消費税に関して税込様式から税抜き様式での作成を検討することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
4	<p>(指定管理者に対する管理・監督手続きについて)</p> <p>各施設所管課の指定管理者に対する管理・監督手続きについては必ずしも統一されたものがない。「総括意見2」で述べた意見交換の場などを通して、必ず行うべき重要な手続きを洗い出すことなどにより、マニュアル化を進めることが望ましい。</p> <p>この中で、指定管理業務に係る預金残高管理については、定期的に指定管理者から当該専用口座の残高について当該事業区分の合計残高試算表等に基づき報告を受けるとともに当該専用口座の預金通帳を自ら閲覧する等、指定管理者がその管理業務の中で帳簿残高と銀行残高の一致を確認していることを確かめるモニタリング手続を実施することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
5	<p>(包括協定等におけるリスク分担に関する定めについて)</p> <p>県は、包括協定等において、物価の変動、金利変動、法令・税制等の変更により、施設の管理運営に支障が生じた場合のリスク分担に関する条項を定め、リスク</p>	意見	147 P 総括

	<p>分担表を作成することが望ましい。</p>		
6	<p>(指定管理施設における自主事業の取扱いについて)</p> <p>県は、自主事業に係る取扱いを明確に示すとともに、目的外の自主事業を実施する場合は行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要となること及び企画事業を含む指定管理用務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して収支計画書を作成するよう指定管理者を指導することが望ましい。</p>	意見	147 P 総括
7	<p>(サービス提供・管理運営状況等に係る検証等について)</p> <p>県は、サービス提供・管理運営状況等に係る検証を行うに当たって、「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に示すとおり、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入に努めることが望ましい。</p>	意見	148 P 総括

第2章 県の公の施設の状況及び監査対象施設の選定について

第1 公の施設の状況

公の施設とは普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である（地方自治法 244 条）

県の公の施設及び指定管理者制度の平成 30 年度の導入状況は以下のとおりである。

所管 部局等	施設名	指定期 間（年）	指定管理者	直近公募 申請者数
総務部	県民緑地（県庁前公園）	—	直営	—
環境エネ ルギー部	山形県防災学習館	—	直営	—
	山形県立自然博物館	5	特定非営利活動法人エコプロ	1
	山形県志津野営場	5	西川町総合開発株式会社	1
子育て推 進部	山形県子ども館	2	特定非営利活動法人みらい子 育てネット山形	1
	山形県男女共同参画センター	5	公益財団法人山形県生涯学習 文化財団	1
	山形県立鶴岡乳児院	—	直営	—
	児童自立支援施設 山形県立朝日学 園	—	直営	—
	山形県婦人保護施設金谷寮	—	直営	—
健康福祉 部	福祉型障がい児入所施設（山形県立 最上学園、山形県立やまなみ学園、 山形県立鳥海学園）	—	直営	—
	山形県立子ども医療療育センター	—	直営	—
	山形県精神保健福祉センター	—	直営	—
	救護施設 山形県立泉荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	救護施設 山形県立みやま荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	山形県福祉休養ホーム寿海荘	5	社会福祉法人山形県社会福祉 事業団	1
	身体障がい者福祉ホーム 山形県立 ふれあいの家	5	社会福祉法人山形県身体障害 者福祉協会	1
	山形県立点字図書館	5	社会福祉法人山形県身体障害 者福祉協会	1

	山形県身体障がい者保養所東紅苑	5	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	1
商工労働部	山形県立産業技術短期大学校(山形、庄内)	—	直営	—
	山形県高度技術研究開発センター	—	直営	—
	山形県産業創造支援センター	3	公益財団法人山形県企業振興公社	1
	山形県産業科学館	3	山形県産業科学館共同管理者	1
	山形県立山形職業能力開発専門学校	—	直営	—
	山形県立庄内職業能力開発センター	—	直営	—
観光文化スポーツ部	山形県国民宿舎竜山荘	3	株式会社東北ホテルシステムズ	1
	山形県観光情報センター	3	公益社団法人山形県観光物産協会	1
	山形県県民の海・プール	5	特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21	1
	山形県国際交流センター	3	公益財団法人山形県国際交流協会	1
	山形県郷土館	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	県政史緑地	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	山形県県民会館	3	株式会社ステージアンサンブル東北	1
	置賜文化ホール	5	米沢市	非公募
農林水産部	山形県農林大学校	—	直営	—
	漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設	5	山形県漁業協同組合	1
	山形県県民の森	5	公益財団法人山形県みどり推進機構	1
	山形県源流の森	5	公益財団法人山形県みどり推進機構	1
	山形県眺海の森	5	一般社団法人庄内森林保全協会	1

	山形県遊学の森	5	株式会社グリーンバレー神室 振興公社	1
県土整備 部	中山公園	5	青山建設株式会社	2
	弓張平公園	5	西川町総合開発株式会社	1
	最上川ふるさと総合公園	5	さがえ・ふるさと共同企業体	2
	最上中央公園	4	一般財団法人新庄市体育協会	1
	庄内空港緩衝緑地	5	庄内園芸緑化株式会社	1
	山形県総合運動公園	5	株式会社モンテディオ山形	2
	悠創の丘	5	悠創の丘企業共同体	1
	西蔵王公園	5	西蔵王公園施設企業共同体	1
	健康の森公園	4	内外緑化株式会社	1
	蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	5	みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体	1
	流域下水道（最上川流域下水道、最上川下流流域下水道）	—	直営	—
	県営住宅（76団地）	5	株式会社西王不動産	2
	山形県すまい情報センター	5	株式会社西王不動産	2
	山形県ふるさと交流広場	3	株式会社モンテディオ山形	1
	米沢ヘリポート	5	東北警備保障株式会社	1
	酒田北港緑地	5	クリーンサービス株式会社	1
	鼠ヶ関マリーナ	5	鶴岡市	1
	酒田北港緑地展望台	5	庄内海浜さとやまの会共同企業体	2
	第1酒田プレジャーボートスポット	5	酒田小型船舶安全協会	1
	第2酒田プレジャーボートスポット	5	酒田小型船舶安全協会	1
	山形県酒田海洋センター	5	庄内海浜さとやまの会共同企業体	1
	加茂港緑地	5	一般財団法人鶴岡市開発公社	1
	加茂レインボービーチ	5	一般財団法人鶴岡市開発公社	1
マリパーク鼠ヶ関	5	鼠ヶ関自治体	1	
教育庁	山形県生涯学習センター	5	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	1
	山形県立図書館	—	直営	—
	山形県立博物館	—	直営	—
	山形県青年の家	3	山形県青年の家管理企業体	1

	山形県朝日少年自然の家	3	株式会社ヤマコー	2
	山形県飯豊少年自然の家	3	株式会社ヤマコー	2
	山形県神室少年自然の家	3	神室少年自然の家管理企業共 同体	2
	山形県金峰少年自然の家	—	直営	—
	山形県体育館	3	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県武道館	3	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県あかねヶ丘陸上競技場	5	公益財団法人山形市体育協会	2
	山形県立うきたむ風土記の丘考古資 料館	3	高島町	1
企業局	県民ゴルフ場	5	株式会社山形ゴルフ倶楽部	2
	山形県営駐車場	2	株式会社ヤマコー	1
	水道用水供給施設（村山広域水道、 置賜広域水道、最上広域水道、庄内 広域水道）	—	直営	—
	工業用水供給施設（酒田工業用水道、 八幡原工業用水道、福田工業用水道）	—	直営	—
病院事業 局	県立病院（山形県立中央病院、山形県 立新庄病院、山形県立河北病院、山形 県立こころの医療センター）	—	直営	—

第2 監査対象施設の選定について

調査対象施設に関しては以下の視点から選定した。

- ①指定管理料の年額が5千万円を超えるもの。

（指定管理費の年額：指定管理料当初申請額/指定期間）

- ②県の指定管理者制度導入施設におけるサービス提供、管理運営状況の検証の結果（平成28年度）、「サービスの向上」又は「地域の活性化、雇用の確保等」の評価項目につきA評価でないもの。

*「山形県行財政改革推進プラン（平成29年3月策定）」において「サービスの向上」又は「地域の活性化、雇用の確保等」の評価の指標としてA評価になることを目標としている。評価についてはA～Dの4段階で示され、その内容は以下のとおりである。

A：仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。

B：概ね適正に管理されている。

C：部分的に改善を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込である。

D：仕様書に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。
 ただし、上記の①又は②に該当していても廃止や移管が予定されている施設、平成30年度において指定管理者を募集する施設及び指定管理者制度導入後間もない施設については対象外とした上で施設の内容が同種のものについて除いた。
 この結果、以下の15施設を調査の対象として選定した。

(単位：千円)

NO	所管 部局等	施設名	指定管理料 平成29年度	評価		現地 調査 対象
				サービ ス 向 上	地 域 活 性 化 等	
1	子育て推進部	山形県男女共同参画センター	29,839 (NO.15と一括公募)	B	A	-
2	健康福祉部	山形県福祉休養ホーム寿海荘	57,261	B	B	○
3	健康福祉部	山形県立点字図書館	29,355	B	B	-
4	商工労働部	山形県産業創造支援センター	13,359	B	A	○
5	商工労働部	山形県産業科学館	78,895	B	A	-
6	観光文化スポーツ部	山形県国民宿舎竜山荘	0	B	B	○
7	農林水産部	山形県源流の森	44,501	B	B	-
8	県土整備部	弓張平公園	68,859	B	B	-
9	県土整備部	最上中央公園	19,936	B	B	○
10	県土整備部	県営住宅(76団地)	321,825	A	B	○
11	県土整備部	山形県すまい情報センター		A	B	○
12	県土整備部	山形県ふるさと交流広場	1,330	A	B	○
13	県土整備部	第1酒田プレジャーボートスポット	0	B	B	○
14	県土整備部	第2酒田プレジャーボートスポット		B	B	○
15	教育庁	山形県生涯学習センター	93,251 (NO.1と一	A	A	-

			括公募)			
--	--	--	------	--	--	--

- * 1 NO. 6、13、14 は完全利用料金制を採用しており、指定管理料はない。
- * 2 NO. 10 の県営住宅（76 団地）については1施設と計上している。また、1か所のみ現地調査を行っている。
- * 3 NO. 1 と 15、NO. 10 と 11 及び NO. 13 と 14 は一括公募施設であるため現地調査も同じ日に行い、報告書上も一括して記載している。

上記の施設について事前に所管部局等へのヒアリングを実施し、施設の老朽化、遊休資産の存在その他の事項を総合的に勘案し、監査人の判断で現地調査対象を決定した。それ以外のものについては書面監査を実施した。

現地調査に当たって実施した主な調査手続きは以下のとおりである。

- ①指定管理業務（以下「業務」という）全般に関してヒアリングを行い、概要を把握する。
- ②県に提出した事業計画・事業報告につき適宜、基礎資料と突合し、確認する。
- ③設備の利用状況及び今後の有効利用の方策の内容につき確認する。
- ④施設の利用状況、遊休設備及び老朽化資産の有無につき確認する。
- ⑤収支計画・収支決算書につき適宜、基礎資料と突き合わせ確認する。
- ⑥業務に関する会計・帳簿組織について確認する。
- ⑦県所有の備品に関して、その管理状況を確認する。
- ⑧業務に関する文書管理、情報公開、個人情報管理及び危機管理の状況につき確認する。

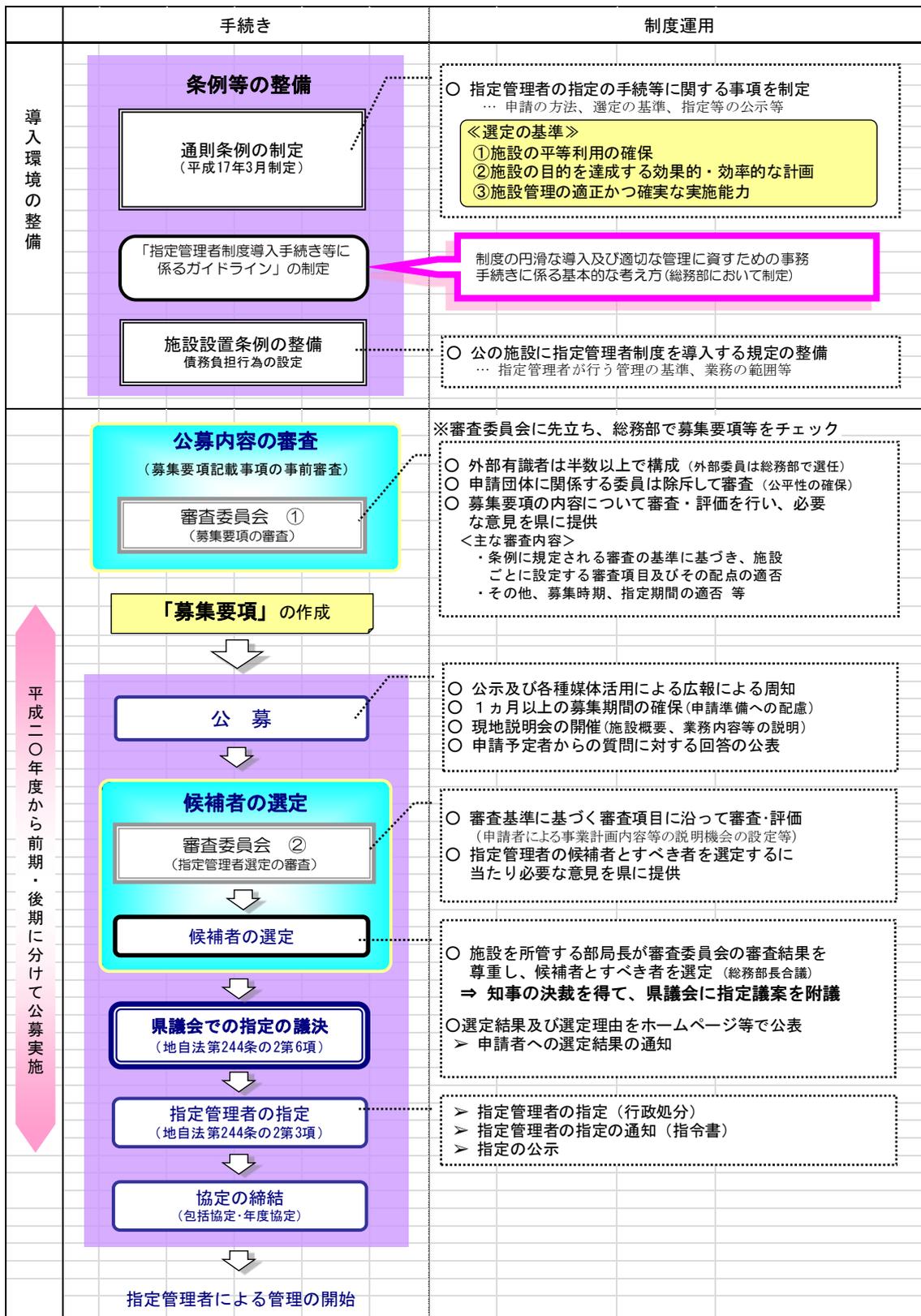
第3 県の指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン

県では、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月22日山形県条例第11号）」（以下「通則条例」という。）を制定している。また、公の施設について指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、その事務手続き等に関する基本的な考え方をまとめた「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を制定している。

以下では、主にガイドライン等に基づく、県の指定管理者導入手続き等についての概要を記載する。

(図：指定管理者の指定に係る手続きの流れ)



※全体の進行管理を総務部で実施

2. 指定管理者の募集

(1) 指定管理者の募集方法

指定管理者の候補者は原則として公募とする。公募に当たっては、公告、ホームページ、広報紙など広報手段を幅広く活用することとされている。

募集時期については、申請者が複数の施設について申請することができるよう各部署において前期公募と後期公募に分けて実施するなど、類似の施設の募集が一時期に集中しないように設定することと定められている。

また、募集期間(募集要項の配布開始日から公募の締切日までの期間)については、申請者が適切な準備ができるよう、概ね6週間、少なくとも1ヶ月は確保することとしている。

(2) 申請資格

指定管理者は法人その他の団体でなければならないとされていることから(地方自治法第244条の2第3項)、個人は申請を行うことができない。

ガイドラインでは、施設の管理運営に最も適した候補者を選定するため、住民サービスの一層の向上、行政経費の節減、更に、施設の特性に応じて、地域の活性化や雇用の確保等の観点を含めて総合的に評価するとの考えを前提にした上で、次に掲げる点から、原則として、申請資格に「県内に主たる事務所を有する団体」等の地域に関する条件を付すこととしている。なお、管理運営に高い専門性やノウハウを要すること等から、県内法人・団体からの申請が必ずしも期待できない場合や、県内に限定せず、より幅広い法人・団体からの申請を求める必要がある場合は、当該地域に関する条件を付さないことができるものとしている。

- ・ 地域の実情把握による円滑な管理運営を図る観点
- ・ 緊急時における対応の迅速化を図る観点
- ・ 地域の活性化及び雇用の確保等を図る観点

(3) 募集要項

指定管理者の募集に当たっては、公募する施設ごとに募集要項を作成する。募集要項等の内容例として以下のものがガイドラインに例示されている。

<募集要項等の内容例>

- 施設の名称、施設の規模、施設の業務内容、法令等の規定
- 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金など)、指定期間
- 指定管理者の業務の範囲(利用者の意見の把握、サービス向上等の検証、指定管理者と県との業務役割分担、維持管理・修繕に係る経費負担などを含む)
- 応募資格、応募窓口、応募方法、募集期間、申請書様式、事業計画書様式、添付書類、説明会の開催、管理経費の概算額と支払方法、選定基準、管理経費等の審査項目ごとの

配点、申請書類の取扱い（著作権の帰属、書類の使用等）

- その他留意事項(申請費用の負担、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護に関して講ずる措置、環境へ配慮した取組み、申請書への虚偽記載の場合の失格、指定取消しの要件、ネーミングライツの導入など)

(4) 指定期間

指定期間については、法令上特段の定めはないが、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点や各施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えられる。ガイドラインでは、指定期間につき、施設の種類や特性に応じて設定することとされている。県の平成30年4月1日現在の状況を見ると、廃止が予定されている施設等を除いて3年から5年の期間で設定されている。

3. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定基準

通則条例第3条に規定する基準を踏まえ、施設の種類や特性に応じて施設ごとに具体的な選定基準を設定することが定められている。また、募集要項の公表時に選定基準ごとの配点について明確に記載することが求められている。

(2) 審査委員会による審査について

管理経費等の審査項目ごとの配点について公募前に審査するとともに、選定基準に基づき申請者からの申請内容について審査し、最も適した候補者を選定するため、指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することとしている。

審査委員会は、各部局長等を委員長とし、各部局主管課長等及び共通外部委員等で構成される。共通外部委員とは外部の視点により、統一性を持って審査の透明性や公平性を確保するために、総務部で選任する外部の有識者委員をいう。

また、各部局は、審査に専門的知識を要する場合など、必要に応じて共通外部委員とは別途に外部の有識者を委員として参画させることができる。共通外部委員及び各部局で選任する外部有識者委員の総数については審査委員会構成員の半数以上とされている。

審査委員会は、指定管理者の募集前において、施設の特性に応じ、選定基準や管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等が適切であるか、募集要項を審査及び評価し、必要な意見を提供することとされている。

また、候補者の選定に関して選定基準に基づき、申請者及びその事業計画書の内容等を審査及び評価し、部局長が候補者とすべき者を選定するに当たり、必要な意見を提供することが求められている。

4. 指定管理者の指定及び協定の締結

施設を所管する部局長は、審査委員会の審査結果を尊重し、候補者とすべき者を総務部長と合議の上、知事の決裁を得て候補者とするものである。その後、県議会において公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を得る。なお、県から管理経費の支出を予定している場合は少なくとも指定の議決を得る直前の議会において、債務負担行為の設定に係る議案について、議決を得る必要がある。

県は県議会の議決後は、指定管理者の指定について公示するほか指定管理者にその旨を通知する。

指定管理者の指定後は、県と指定管理者の間で速やかに包括協定を締結する。協定は、原則として指定期間全体に関する協定（包括協定）と単年度ごとに詳細を定める協定（年度協定）がある。協定の内容についてはガイドラインで例示されているが、施設の種類や特性に応じて必要な事項を盛り込むこととされている。

5. 指定管理者に対する監督・評価検証

(1) 指定管理者に対する監督

県は、指定管理者が指定期間中に事業計画書又は協定書に従って適切な施設管理を行っているか、施設のサービス水準が適切に保たれているか等について、定期的又は随時に調査を行い、必要に応じて適切な指示を行わなければならない（地方自治法第244条の2第10項）。

また、指定管理者は事業報告書の作成が求められ、県はこれにつき現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うことが定められている。

(2) サービス提供・管理運営状況に係る検証等

指定管理者は、より良いサービスの提供等に向けて、施設の利用者等からアンケートの調査を実施し、広く意見の収集に努めている。県と指定管理者は、これらの意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、それぞれの立場から分析・検証を行っている。検証に当たっては施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、外部視点の導入に努めることとされている。

施設所管課は、指定管理者の検証報告を分析・検証するとともに自らの分析・検証結果を踏まえ、必要に応じて適切な指示を行うものとされている。

第3章 包括外部監査の結果報告

第1 各施設についての結果報告

1. 山形県男女共同参画センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県男女共同参画センター
施設所管課	子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課
条例・規則等	山形県男女共同参画センター条例 山形県男女共同参画センター条例施行規則
設置目的(条例による)	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を総合的に支援する。
開設年月日	平成13年4月1日
所在地	山形市緑町一丁目2番36号(「遊学館」2階)
敷地面積	「遊学館」9,998.67㎡
建物構造	「遊学館」鉄筋コンクリート造 地上4階、地下2階
延床面積	611.35㎡
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児室 ・ 団体・グループ活動室 ・ 相談室 ・ 学習室 ・ 図書資料コーナー
主な建設費 (単位：千円)	「遊学館」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計費 85,044 ・ 工事監理委託 64,579 ・ 本館建設工事 5,452,793 ・ 造園、外構工事 273,995 <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> 合計 5,876,411
平成29年度 指定管理者	公益財団法人山形県生涯学習文化財団
県費負担(実績)	平成29年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	山形県生涯学習センター、山形県男女共同参画センター及び県立図書館が一体となった複合施設である通称「遊学館」の2階に設置されている。

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	公益財団法人山形県 生涯学習文化財団	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県 生涯学習文化財団	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集の方法

山形県生涯学習センター（当施設と同じ「遊学館」内に所在）の管理運営業務と合わせて一括して指定管理者の募集を行っている。

（理由）

- ・同一敷地内に2つの指定管理者が入ることによる、管理運営の矛盾発生の防止
- ・経費の効率的執行
- ・両センターの連携による事業効果の向上

イ 募集期間

平成26年6月10日から平成26年7月22日まで

ウ 申請団体（1団体）

団体名 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

エ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
Ⅰ センターの管理運営に関する基本方針	施設の設置目的と管理運営方針
	経営方針
Ⅱ 男女共同参画推進事業に関する提案	男女共同参画推進事業の実施方針等
	運営体制と民間団体等の協力体制の構築
	男女共同参画推進事業の実施計画
Ⅲ 施設の管理運営に関する提案	利用者サービス向上に向けた取組
	運営体制と組織
	情報管理と危機管理
	施設の管理運営に関する収支計画
	安定的運営の基礎となる経営基盤

オ 選定結果（審査評価）

65.8 点（100 点満点）

カ 主な選定理由

- ・中規模ホールや少人数向け研修室を有する施設の特色、県立図書館を併設する複合施設としての利点を PR していくなど独自の方針を提案している。
- ・これまでの指定管理者としての実績を活かした自主事業の実施等を提案している。
- ・女性人材育成事業の強化等による実践的活動を推進し、県・市町村・地域のネットワークや関係機関等との連携強化を重視することを提案しており、男女共同参画社会の実現に効果的と判断される。
- ・利用者の要望に応じた利用者サービス向上に向けた取組を提案している。
- ・近隣の文翔館、教育資料館と連携し、文化・芸術振興の視点を踏まえた事業を提案している。

（3）施設の利用状況（単位：人）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学習室利用	2,714	2,632	2,934	3,105	2,270
託児室利用	547	521	542	426	666
団体室利用	1,129	1,121	928	560	563
来館による相談	393	394	203	208	172
図書利用	1,212	786	1,570	1,799	1,782
本施設を会場とする主催行事参加者	4,515	4,050	4,137	4,441	5,529

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	29,152	29,152	29,985	29,985	29,839	29,839	29,839	29,839	29,839	29,839
	利用料	114	129	224	222	137	157	265	299	97	205
	その他収入	-	-	102	102	84	84	91	91	90	123
	収入計	29,266	29,281	30,311	30,309	30,060	30,080	30,195	30,229	30,026	30,167
支 出	人件費	14,900	15,093	15,553	16,112	16,101	16,514	16,939	17,439	15,969	17,529
	事務費	1,170	1,129	1,662	1,398	1,359	1,281	1,495	1,278	1,145	840
	男女共同参画事業経費	13,196	13,057	13,096	12,728	12,600	12,264	11,761	11,476	12,912	11,655
	支出計	29,266	29,281	30,311	30,239	30,060	30,060	30,195	30,195	30,026	30,026
収支差額		-	-	-	70	-	20	-	34	-	141

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・山形県男女共同参画センターの運営に関する業務 (※)
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設の使用許可の取り消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- ・委託者が必要と認める業務

(※) 山形県男女共同参画センターの運営に関する業務は次の業務である。

- ・県民の男女共同参画の実践拡大を目的とする女性の人材育成・チャレンジ機会の拡大事業
- ・県民の男女共同参画推進を目的とする学習・研修・普及啓発事業
- ・県民の男女共同参画の実践拡大を目的とする地域との連携強化、団体活動支援・交流事業
- ・男女共同参画に関する相談事業
- ・男女共同参画に関する情報収集・提供事業
- ・男女共同参画に関する調査・研究事業
- ・その他男女共同参画社会づくり促進に必要な業務

②施設等の修繕に関する費用負担

施設等の修繕に関する費用分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設等の経年劣化等に伴う改修・更新などで、1件につき50万円を超える比較的大規模な修繕		○
1件につき50万円以下の通常の保守点検の過程で生じる部品交換や、日常的な修繕など比較的小規模な修繕(収支計画に掲げた修繕費の範囲内)(※)	○	
緊急な修繕を要する場合や特に必要と認められる修繕	協議事項	

(※) 指定管理者は、修繕費の実績額が収支計画に掲げた額を下回った場合、その差額を県に返還しなければならない。

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成29年4月、6月 8月、10月、12月、 平成30年2月	29,839,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等	○	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ	○	
金利変動	金利変動	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請コスト	指定管理者の指定申請時にお	○	

	ける費用負担		
資金調達	必要な資金の確保	○	
施設競合	施設競合による利用者減、収入減	○	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外による施設・設備の損傷	協議事項	
債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行		○
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	○	
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害	○	
	上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	施設、設備等の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	

(6) 監査の結果

①収支報告書に計上する人件費について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月22日山形県規則第8号）」第4条に基づき、管理業務に係る経理の状況を示すものとして収支報告書を県に提出している。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月22日山形県規則第8号）」より抜粋

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事

項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の指定管理者が提出した収支報告書によると、平成 27 年度から平成 29 年度まで、支出合計の予算額と決算額が同額計上されている。

これは、指定管理業務に携わる職員に係る人件費について、実際に支出した人件費ではなく、他の経費（事務費、男女共同参画事業経費）を予算に比して節減できた額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上しているためである。

収支報告書上の人件費予算額は、県が指定管理者募集の際に指定管理料積算の前提として示した人員体制を想定した額が計上されている。一方で、実際の人件費は、指定管理者募集に係る企画提案時に、指定管理者が仕様より経験豊富な人員を追加した体制とすることを提案して配置しているため、予算額より多額となっている。指定管理者は、独自提案の人員追加配置による人件費の予算超過を原因とした収支報告書上の収支マイナスを避けるため、当該方法により報告していた。なお、当該収支報告書上の人件費決算額を超えた部分は、指定管理者の財務諸表上は自主事業費に含めて計上されている。

(収支報告書に計上する人件費について)

指定管理者は、平成 27 年度から平成 29 年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額と決算額が同額計上された状態となっていた。

県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。【意見】

2. 福祉休養ホーム 寿海荘

(1) 施設の概要

施設名	山形県福祉休養ホーム寿海荘
施設所管課	健康福祉部 障がい福祉課
条例・規則等	山形県福祉休養ホーム条例 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
設置目的(条例による)	山形県福祉休養ホーム寿海荘は、老人、母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦及び身体障がい者に対して低廉で健全な保健休養のための場を提供することにより福祉の向上と健康の増進に寄与することを目的とする。
開設年月日	昭和 54 年 7 月 1 日
所在地	鶴岡市湯温海字湯之里 88 番 1
敷地面積	5,499.38 m ²
建物構造	事務室及び宿泊棟：鉄筋コンクリート造 2 階建 浴室、休憩ホール棟及び渡り廊下：鉄筋コンクリート造平屋建 車庫：鉄筋造平屋建
延床面積	1,548.90 m ²
主な施設	利用定員：52 名 客室：14 室（うち 1 室は身体障がい者用） 大広間：1 室（60 畳） 浴室：男女各 1、身体障がい者用浴室 その他：食堂、売店
主な建設費 (単位：千円)	・建築工事費 219,097 ・設備工事費 38,293（平成 28 年 3 月 エレベーター設置及び通路増設） 合計 257,390
平成 29 年度 指定管理者	社会福祉法人山形県社会福祉事業団
県費負担（実績）	平成 29 年度 6,661 千円（指定管理料以外）
施設の特徴	・庄内地方を代表する温泉地の一つ、あつみ温泉に立地 ・宿泊利用のほか、日帰り入浴、会議室利用も可 ・主催事業として健康運動ミュージックケア、舞踊の会、歌謡ショー等の開催



(写真：寿海荘全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成23年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体
(第3期) 平成28年4月1日 ～平成33年3月31日	社会福祉法人山形県 社会福祉事業団	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成27年8月5日から平成27年9月25日まで

イ 申請団体（1団体）

団体名 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適格性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	施設のサービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	安定的な運営が可能となる経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開の取組

エ 選定結果（審査評価）

66.0点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画が適切である。
- ・施設の平等利用を堅持する姿勢が示されている。
- ・地域性や季節感を取り入れた食事の提供など利用者サービスの向上を図る具体的な手法が示されている。
- ・宿泊施設や障がい者施設の勤務経験のある職員の配置により、安定的な運営

体制が示されている。

- ・財務状況が健全である。
- ・利用者からの苦情への対応や、緊急時の対策について適切である。

(3) 施設の利用状況

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
宿泊	利用者数	総計	9,134人	8,704人	7,481人	8,317人	7,723人
		1日平均	25.0人	23.8人	20.5人	22.8人	21.2人
	平均利用率		44.69%	42.58%	38.73%	43.82%	40.69%
	平均客室稼働率		69.59%	68.27%	61.36%	68.04%	64.80%
休憩	利用者数	総計	1,566人	1,550人	1,239人	1,771人	1,808人
		1日平均	4.3人	4.2人	3.4人	4.9人	5.0人
会議室 利用	利用件数	181件	173件	176件	178件	180件	

(宿泊利用者の内訳)

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人	7,955	7,658	6,406	7,400	6,792
母子及び寡婦	6	10	12	8	14
身体障がい者	305	244	244	243	216
介添人	573	608	655	666	701
社会福祉関係	295	184	164	38	34
合計	9,134	8,704	7,481	8,317	7,723

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収入	指定管理料	41,179	41,179	38,396	38,396	63,345	63,345	57,841	57,841	57,261	57,261
	利用料	62,353	60,566	64,043	59,574	52,305	51,608	58,050	56,453	57,910	52,787
	その他収入	29,836	29,539	29,357	28,193	23,002	22,603	23,543	23,078	24,415	23,298
	収入計	133,368	131,284	131,796	126,164	138,652	137,557	139,434	137,373	139,586	133,347
支出	人件費	75,770	75,441	73,740	73,172	77,614	76,901	79,426	78,805	77,346	75,087
	事業費	50,844	49,831	52,094	49,426	35,236	33,716	38,002	36,102	39,308	36,707
	事務費					17,021	15,458	14,320	12,730	16,285	14,361
	その他支出	6,754	6,754	5,962	5,962	8,424	8,422	7,686	7,685	6,647	6,584
	支出計	133,368	132,027	131,796	128,561	138,295	134,498	139,434	135,323	139,586	132,739
収支差額	-	-742	-	-2,397	357	3,058	-	2,049	-	607	

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・寿海荘の施設等の維持管理に関する業務
- ・寿海荘の運営に関する業務
- ・利用料金の徴収に関する業務
- ・その他寿海荘の管理に関し所有者が必要と認める業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
利用料金の徴収・管理	○	
施設等の損傷（指定管理者の管理運営上の瑕疵によるものは指定管理者が負担、それ以外のものは県が負担）	○	○
物品の購入・更新（単価が 50 千円以上の物品購入については県と事前協議のうえ購入）	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	3,688,000 円
	平成 29 年 6 月	11,639,000 円
	平成 29 年 8 月	8,576,000 円
	平成 29 年 10 月	8,341,000 円
	平成 29 年 12 月	11,436,000 円
	平成 30 年 2 月	13,581,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
利用者の事故ほか、第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故に伴う利用者及び第三者の損害等	○	
法令の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	別途協議	
国及び県の制度改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす国及び県の制度の改正	別途協議	
物価及び金利の変動	指定後の物価変動又は金利変動	○	
	大幅な物価変動	別途協議	
天災による損害への措置	自然災害等による業務の変更、中止、延期等	別途協議	
火災による損害への措置	火災による業務の変更、中止、延期、施設等の損壊等	別途協議	
セキュリティー	情報漏洩又は犯罪発生等	○	

(6) 監査の結果

①工事請負費名目で更新した物品の管理について

山形県財務規則には、第8章に物品に関する規定が定められている。以下に、当該規定のうち管理に関係する主な条文を示す。

第8章 物品

(分類)

第153条 物品は、会計ごとにこれを次の各号に掲げる区分に分類し、それぞれ当該各号に該当する物品をもつてこれに所属させる。

(1) 備品 原形のまま比較的長期間の反復使用に耐える物品並びに大動物及び中動物（試験に供する動物を除く。）

(2) 原材料 工事材料並びに生産し、又は加工するための原料及び材料

(3) 生産品 製造、耕作、飼育、捕獲及び加工等により取得した物品

(4) 消耗品 前各号に掲げる物品以外の物品

2 前項の各分類に属すべき物品を明らかにした分類基準は、別に定める。

(所属分類の決定)

第154条 物品管理者は、その管理する物品の属すべき分類を前条第2項の規定による分類基準に従って決定しなければならない。

2 物品管理者は、前項により分類を決定したときは、会計管理者又は出納員に対してその旨を通知しなければならない。

(備品の標示)

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもつて標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもつてこれに替えることができる。

現地調査時に、県有備品について備品台帳をもとに現物との照合確認を行った。当施設では、平成29年度に客室のエアコン10台の更新を行っているが、備品台帳への記載がなかった。

県によれば、山形県財務規則第153条にいう「備品」としての分類ではなく、「工事請負費」という認識であることから、当然備品台帳へも記載はしていないとのことであった。

しかし、指定管理者にとっては、県が「工事請負費」という扱いで設置した物品であっても、県が有形の財産を指定管理者に貸与しているという実態は、通常の備品の貸与の場合と何ら変わらず、指定期間にわたって善良な管理のもとに使用するとともに、指定期間が終了、又は指定の取消しを受けた後は速やかに県へ

返還する必要がある。

また、県としても、当該物品を指定管理者に貸与し、その管理を委ねる以上は、備品台帳に掲載されていない物品であったとしても、指定期間の終了、又は指定の取消しがあった場合に返却を受けるとともに、指定期間中においては、使用状況、保管状況の報告を定期的に受けるべきものとする。

(貸与物品の管理について)

県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。【意見】

②宿帳の管理について

指定管理者は宿帳に宿泊者から氏名等を記載してもらっている。この宿帳は鍵のある保管スペースで管理されているわけではなく、指定管理者の事務室にいる職員であれば閲覧可能な状況にあるとのことである。

(個人情報管理徹底について)

宿帳には個人情報に属するものが含まれているため、特定の者以外、容易に閲覧できないよう管理を行う必要がある。県は、宿帳等を含め個人情報の取扱いについて、管理を徹底するよう指定管理者を指導する必要がある。【指摘事項】

③アンケートによる要望について

利用者から記載してもらった過去のアンケートを閲覧したところ、施設の禁煙化や分煙化を望む声が多数存在した。多くの宿泊施設において、昨今の健康志向の高まりに対応し、非喫煙者専用の客室の設定や喫煙スペースを設けるなどの分煙化を進めている。分煙化志向は今後、一層、高まるものと考えられる。

(分煙化への対応について)

最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用客からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。

今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。【意見】

3. 山形県立点字図書館

(1) 施設の概要

施設名	山形県立点字図書館				
施設所管課	健康福祉部 障がい福祉課				
条例・規則等	山形県立点字図書館条例 山形県立点字図書館条例施行規則				
設置目的(条例による)	点字図書館は、点字図書、録音図書等を通して、視覚障がい者の教養と文化の向上に資するとともに、情報提供の拡大及び迅速化により視覚障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 また、点字図書、録音図書等のより一層の充実を図るため、点訳、音訳奉仕員等のボランティアとの連携及び協調を推進し、住民参加の社会福祉施設として視覚障がい者の文化及び情報環境の向上を図ることを目的とする。				
開設年月日	昭和 52 年 4 月 1 日				
所在地	山形市十日町一丁目 6 番 6 号				
敷地面積	—				
建物構造	鉄筋コンクリート造 (2 階建)				
延床面積	518 ㎡ (1 階 268 ㎡、2 階 250 ㎡)				
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出室 ・点字資料製作室 ・録音資料製作室 ・CD編集コーナー ・録音室 ・会議室 				
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">・建築工事費</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">32,616</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,616</td> </tr> </table>	・建築工事費	32,616	合計	32,616
・建築工事費	32,616				
合計	32,616				
平成 29 年度 指定管理者	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会				
県費負担(実績)	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし				
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、録音図書、雑誌等の貸出と製作 ・点訳・音訳等の奉仕員養成講習会の開催 ・視覚障がい者及びその保護者等に対する相談事業 ・視覚情報ネットワークシステム「サピエ」を活用した利用者ニーズへの対応 ・移動点字図書館の実施 				

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成23年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体
(第3期) 平成28年4月1日 ～平成33年3月31日	社会福祉法人山形県 身体障害者福祉協会	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成27年6月12日から平成27年7月24日まで

イ 申請団体（1団体）

団体名 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
Ⅰ 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適格性
	労働法令の遵守
Ⅱ 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
Ⅲ 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	施設のサービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法

IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に 行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	安定的な運営が可能となる経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開の取組

エ 選定結果（審査評価）

68.6 点（100 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・視覚に障がいがあり、医師の診断等があれば、広く図書館の利用を認めると
いう平等利用の考え方が徹底されている。
- ・施設のサービス向上のための具体的な手法が示されている。
- ・福祉経験者の施設長を配置し、現職員の継続雇用のもと、職員の研修が実施
される体制にあり、安定的な運営体制が示されている。
- ・法人内の意思決定が適正であり、相当額の資産を保有し、安定的な運営が可
能な経済的基盤を有している。
- ・利用者の要望を把握し、利用者からの苦情を受け付け、解決するための体制
が整っている。

(3) 施設の利用状況

項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
利用登録者数		637 人	640 人	642 人	635 人	626 人	
貸 出 数	点字図書	2,812 冊	2,376 冊	2,376 冊	1,701 冊	1,769 冊	
	録音図書	12,677 巻	10,053 巻	9,806 巻	8,087 巻	6,374 巻	
	C D 図書	4,260 枚	3,904 枚	4,237 枚	4,820 枚	5,405 枚	
蔵 書 数	点字図書	タイトル数	6,817	7,022	7,181	7,324	7,437
		冊・巻数	22,215	22,755	23,234	23,672	24,013
	点字データ	タイトル数	1,254	1,323	1,393	1,460	1,520
		冊・巻数	5,684	5,914	6,143	6,355	6,542
	録音図書	タイトル数	5,224	5,261	5,302	5,337	5,372
		冊・巻数	31,349	31,501	31,676	31,852	32,021
	C D 図書	タイトル数	3,804	4,020	4,191	4,362	4,532
		冊・巻数	3,817	4,033	4,204	4,376	4,547

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収 入	指定管理料	29,221	29,221	29,289	29,289	29,289	29,289	29,335	29,335	29,335	29,335
	利用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他収入	1,364	1,345	921	866	911	863	1	0	1	0
	収入計	30,585	30,566	30,210	30,155	30,200	30,152	29,336	29,335	29,336	29,335
支 出	人件費	26,472	26,469	24,844	24,797	25,337	25,296	24,649	24,644	25,474	25,426
	事業費	1,125	1,118	1,332	1,331	1,105	1,103	1,057	1,056	1,016	974
	事務費	2,988	2,979	4,034	4,027	3,758	3,753	3,630	3,600	2,880	2,854
	支出計	30,585	30,566	30,210	30,155	30,200	30,152	29,336	29,300	29,370	29,254
収支差額		-	-	-	-	-	-	-	35	34	81

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・点字図書館の施設等の維持管理に関する業務
- ・点字図書館の運営に関する業務
- ・その他点字図書館の管理に関し所有者が必要と認める業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設等の損傷（指定管理者の管理運営上の瑕疵によるものは指定管理者が負担、それ以外のものは県が負担）	○	○
物品の購入・更新（単価が 50 千円以上の物品購入については県と事前協議のうえ購入）	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	5,867,000 円
	平成 29 年 6 月	5,867,000 円
	平成 29 年 8 月	4,400,250 円
	平成 29 年 10 月	4,400,250 円
	平成 29 年 12 月	5,867,000 円
	平成 30 年 2 月	2,933,500 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
利用者等の事故ほか、第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故に伴う利用者及び第三者の損害等	○	
法令の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	別途協議	
国及び県の制度改正	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす国及び県の制度の改正	別途協議	
物価及び金利の変動	指定後の物価変動及び金利変動	○	
	大幅な物価変動	別途協議	
天災による損害への措置	自然災害等による業務の変更、中止、延期等	別途協議	
火災による損害への措置	火災による業務の変更、中止、延期、施設等の損壊等	別途協議	
セキュリティー	情報漏洩又は犯罪発生等	○	

(6) 監査の結果

①利用者サービス向上のための取組みについて

指定管理者は、利用者サービス向上のための取組みとして、施設利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者の施設に対する満足度や利用者ニーズの把握に努めている。

しかし、アンケート調査の対象は、全利用登録者のうち、施設が発行する広報誌「図書館だより」の送付希望者のみとなっている。平成 29 年度の実績によると、利用登録者 635 名のうち 127 名がアンケート調査の対象となり、利用登録者に占める割合は 20%にとどまっている。また、アンケート調査の対象となった者の全てから回答を得られているわけではなく、回答者は 79 名となっており、利用登録者全体に占める回答率は 12%程度という状況であった。

利用者ニーズを的確に把握し、利用者サービスの向上を図っていくためには、より多くの利用者からの要望や意見を聞き、施設運営に反映していく必要がある。アンケート調査の対象を「図書館だより」送付希望者のみに限定している現状は、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。

ただし、より多くの利用者を対象としてアンケート調査を実施する場合、相応のコストと時間の追加的な負担が生じることにもなるため、費用対効果を勘案した上で検討していく必要がある。

(アンケート調査の対象となる母集団について)

県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。【意見】

4. 山形県産業創造支援センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県産業創造支援センター
施設所管課	商工労働部 中小企業振興課
条例・規則等	山形県産業創造支援センター条例 山形県産業創造支援センター条例施行規則
設置目的(条例による)	本県の産業における情報化及びデザイン開発並びに新たな事業への取組を支援することにより、本県の産業の発展に寄与する。
開設年月日	平成 11 年 6 月 1 日
所在地	山形市松栄一丁目 3 番 8 号
敷地面積	11,918.89 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	4,473.98 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発室、新規創業室 23 室 多目的ホール、視聴覚室 (マルチメディアホール) 会議室 3 室、開放機器室、執務スペース ・駐車場 (アスファルト舗装、普通車 183 台収容)
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事費 903,000 ・設備工事費 470,000 合計 1,373,000
平成 29 年度 指定管理者	公益財団法人山形県企業振興公社
県費負担 (実績)	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	貸事務所、貸ホール・会議室、貸機器



(写真：産業創造支援センター全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

① 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成20年4月1日 ～平成23年3月31日	財団法人山形県企業 振興公社	公募	1団体
(第2期) 平成23年4月1日 ～平成26年3月31日	財団法人山形県企業 振興公社 ※平成25年4月1日 より公益財団法人に 移行	公募	2団体
(第3期) 平成26年4月1日 ～平成29年3月31日	公益財団法人山形県 企業振興公社	公募	1団体
(第4期) 平成29年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県 企業振興公社	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 28 年 6 月 7 日から平成 28 年 7 月 19 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 公益財団法人山形県企業振興公社

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働観光部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 5 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本項目	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適確性及び実現の可能性
	施設・設備の維持管理の適確性
	労働法令の遵守
II 施設の適切な管理	安定的な運営が可能となる経営的基盤
	安定的な運営が可能となる人的能力
III 経費の効率化	施設の管理運営に係る経費の内容
IV 効果的かつ効率的な管理業務の遂行	サービスの向上を図るための具体的手法と期待される効果
	施設・設備の維持管理の内容の妥当性
	施設の維持管理の効率性
	利用者の増加を図るための具体的手法と期待される効果
	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
V 創業支援機能の強化	創業支援の能力・窓口対応
	創業支援・入居企業の掘起こし
	入居企業の支援
	卒業企業の支援

エ 選定結果（審査評価）

95.6 点（150 点満点）

オ 主な選定理由

- ・設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画及び施設・設備の維持管理が適確である。
- ・安定的な運営を行うための職員体制が整っている。
- ・財務状況が健全である。
- ・入居者との定期的な情報交換、利用者へのアンケート調査等により集約した施設等に対する要望・意見を集約し、施設運営に活かしている。
- ・空室情報のホームページ発信など平等利用を図るための具体的取組がある。
- ・知識・経験の豊富な創業支援員を配置している。
- ・県内の中小企業の総合相談窓口の役割を担い、商工団体や金融機関等の支援機関との連携体制が構築されている。

(3) 施設の利用状況

施設等区分		単位	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			利用数	利用率								
貸事務所	全 23 室中	室	19	82.6%	16	69.6%	19	82.6%	19	82.6%	17	73.9%
貸施設	合計	時間	2,765	29.6%	3,073	32.8%	3,251	34.6%	3,263	34.7%	3,155	33.6%
	多目的ホール	時間	752	32.2%	779	33.2%	815	34.7%	860	36.6%	926	39.5%
	マルチメディアホール	時間	497	21.3%	541	23.1%	619	26.3%	581	24.7%	548	23.4%
	第 1 会議室 (A・B)	時間	1,043	44.6%	1,204	51.4%	1,283	54.5%	1,238	52.6%	1,227	52.3%
	第 2 会議室	時間	473	20.2%	549	23.4%	534	22.7%	584	24.8%	454	19.4%
開放機器	プロジェクター	時間	-	-	690	35.3%	442	22.7%	450	23.1%	461	23.6%
	大判プリンタ(A0)	枚数	586	30.0%	599	30.7%	546	28.1%	333	17.1%	376	19.3%
	大判プリンタ(B0)	枚数	328	16.8%	270	13.8%	274	14.1%	214	11.0%	254	13.0%

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収入	指定管理料	13,000	13,000	13,559	13,558	12,966	12,966	12,966	12,966	13,225	13,359
	利用料	43,751	43,928	42,087	42,313	36,429	36,652	40,787	40,609	40,463	31,355
	その他収入	88	88	73	73	105	105	55	84	89	77
	収入計	56,839	57,016	55,719	55,945	49,500	49,723	53,808	53,659	53,777	44,791
支出	人件費	19,160	19,114	19,450	19,470	19,756	19,602	20,017	19,954	16,123	14,120
	委託費	18,300	18,290	18,272	18,123	18,211	18,191	18,322	18,305	18,924	18,383

その他管理費	12,895	12,773	13,322	13,238	11,411	11,325	12,231	10,987	13,986	11,152
事務費	2,762	2,738	2,975	2,826	2,238	2,246	2,081	2,875	3,395	2,523
事業費	107	108	154	150	65	60	197	207	370	39
支出計	53,225	53,025	54,174	53,810	51,681	51,425	52,848	52,331	52,798	46,219
収支差額	3,614	3,991	1,545	2,135	-2,181	-1,702	960	1,328	979	-1,427

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・センターの運営に関する業務 (※)
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設の使用許可の取り消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- ・センターの管理に関し委託者が必要と認める業務

(※) 創業支援担当者を月 20 日以上従事させ、創業支援業務を行うことが含まれる。具体的には、県や関係機関と連携して、以下に掲げる創業者・入居者等の支援を行う。

- ・相談窓口の開設
- ・創業支援・入居企業の掘り起こし
- ・入居企業の支援
- ・卒業企業の支援

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設の修繕（1 件当たり 50 万円未満の維持修繕等は指定管理者が負担。改築又は大規模修繕（1,000 万円以上）は県が負担。	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一次的対応責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人	○	

に関する情報の漏えい等による利用者等への対応		
事故、火災による施設損傷の回復（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○（任意）	
施設賠償責任保険の加入	○（任意）	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
使用許可	○	
使用許可の取り消し、条件の変更及び新たな条件の付加	○	
利用料金の設定（県が定める一定の枠内）	○	
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
創業者・入居者等への支援	○	○
包括的な管理責任		○

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	2,205,000 円
	平成 29 年 6 月	2,204,000 円
	平成 29 年 8 月	2,204,000 円
	平成 29 年 10 月	2,204,000 円
	平成 29 年 12 月	2,204,000 円
	平成 30 年 3 月	2,338,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利の変動	○	
利用料収入の減少	県以外の要因による利用料収入の減少	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
運営リスク	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の臨時休館等	○	
	施設・設備等の改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	○	
	事故や火災等による臨時休館等	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
利用者への損害賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

(6) 監査の結果

①使用しなくなった県有備品について

当施設の県有備品のうち、次の備品については現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	場所	品名	状況
1-999-004488	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004489	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004490	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004491	電気室	OA テーブル	使用していない
1-999-004492	電気室	OA テーブル	使用していない
1-001-007288	第6倉庫	プリンタ複合機	使用していない

1-004-003116	開放機器室	大判プリンタ	故障している
--------------	-------	--------	--------

県では毎年8月に備品現品と備品台帳の照合確認を実施しており、遊休備品（十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品）や、使用の必要がなくなった備品の有無について、報告を行っている。

平成29年度の照合確認を実施した備品一覧表では、上記備品について現品確認のチェックマークが付され、遊休備品はない旨の報告がなされていた。

（備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について）

県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。

【指摘事項】

②物品番号の記載がない備品標示票について

当施設の県有備品には、県の所有であることを示す備品標示票が貼付されている。これは、山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）第155条に基づくものであるが、いずれも物品番号欄が記載されていない。

「山形県財務規則」より抜粋
（備品の標示）
第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）

	
備 品 標 示 票	
物品番号	枝番
品名	
規格	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

(物品番号の記載がない備品標示票の追記について)

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な備品台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品等が多数設置され、かつ、当施設内に他施設の物品も保管されており、施設所管部局の判別が難しい状況にあることから、特に備品台帳との照合確認の必要性が高い。

県は、物品番号の記載がない備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。【意見】

③管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）第 4 条の規定により、毎年度、管理業務に係る事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成して県に提出する必要がある。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」より抜粋

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の平成 29 年度事業報告書における創業支援に関する相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と照合した結果、相違が見られた。これは、創業支援に関する相談を当施設内で受けたもののみを報告し、指定管理者の法人としての事務所内で受けた相談について当該データベースの相談件数の実績から控除して報告していたことによるものである。

事業報告書は、指定管理業務が、指定管理者が計画し県が承認した事業計画書に従って実施されたかを確認するための書類であり、翌年度以降の事業計画に反

映するためにも正確な記載が必要である。また、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定めている。

「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2（1）より抜粋

② 事業報告書の確認

- ・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

県では、事業報告書について現地調査や証拠書類の提出等により確認を実施し、当該報告件数についても資料の提出を受けている。しかし、報告すべき件数の考え方について事前に示しておらず、事業報告書を確認する際にも特段の協議を行っていない。

（管理業務に係る事業報告書で報告すべき内容の明確化について）

平成29年度事業報告書の創業支援に関する記載のうち、相談延べ件数について、指定管理者が有する企業相談情報データベースの相談件数の実績と一致していない。

県は、事業報告書の報告件数について、正しい件数が報告されるよう指定管理者に対して、報告すべき件数の考え方を明確に示す必要がある。【指摘事項】

④防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について

指定管理者は、「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書」に基づき、事故・火災・災害等の発生防止対策及び発生時の対応マニュアル等を作成し、職員の研修を行う等、職員に対する防止策の周知を図り、安全管理を行う必要がある。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書」（別記1）「山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」より抜粋

3 指定管理者が行う業務

(1) 施設・設備の維持管理に関する業務

④ 緊急時の対応

事故・火災・災害など緊急時の対応を行うこと

⑤ その他

事故発生防止対策・発生時の対応マニュアル等を作成し、職員の研修を行う等、職員に対する防止対策の周知を図り、安全管理を徹底すること

指定管理者は、上記協定事項に対応するものとして「災害緊急事態対応マニュアル」及び「防火・防災計画書」を整備している。この中で、訓練の実施につい

て、次のとおり定めている。

「防火・防災計画書」第4章第2節より抜粋 (職員、社員の訓練)		
第36条 防火・防災管理者は、職員、社員に対し、火災・地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練をおこなうものとする。		
訓練種別	訓練内容	実施時期
火災総合訓練	通報、消火、避難誘導等を連携した総合訓練をおこなう	4月・10月
地震総合訓練	避難の訓練を主体とした総合訓練をおこなう	6月
個別訓練	指揮、通報、消火、避難、救出救護、安全防護、情報提供、NBCR等に伴う災害に係る対応について個別に訓練をおこなう	4月・6月・10月
基礎訓練	消火器、補助散水栓、避難器具等の取扱訓練をおこなう	随時
その他の訓練	建物平面図、配置図等を使用した図上訓練	随時
	自衛消防組織編制及び、任務の確認	

指定管理者は、平成29年度、指定管理業務の対象施設である当施設においてこれらの訓練を実施していない。

(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)

指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成29年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。【指摘事項】

⑤産業情報提供室における図書等提供の見直しについて

当施設2階の産業情報提供室では、デザイン・情報等に係る雑誌等を設置している。しかし、雑誌は多くが平成20年、21年頃に発刊されたものでほとんど利用されていない状況である。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書(別記1)山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」では、指定管理業務として「図書設置に関すること」が次のとおり定められている。

「山形県産業創造支援センターの管理運営に関する包括協定書（別記1）山形県産業創造支援センター管理運営業務仕様書」より抜粋

3 指定管理者が行う業務

(2) 運営業務

② 施設の利用に関すること

カ 図書設置に関すること

デザイン・情報に関する図書を購入・設置し、入居企業が利用できるようにすること。

包括協定書に基づけば、指定管理者は雑誌等のデザイン・情報に関する図書を設置する必要がある。しかし、平成 29 年度中の指定管理者と施設入居者の定期的な情報交換・意見交換の場では、当該図書に関する意見・要望等はおらず、入居者が利用できるミーティングルーム追加の要望等があがっている状況である。

(産業情報提供室における図書等提供の見直しについて)

県は、産業情報提供室の利用状況及び施設入居者の要望について指定管理者からの意見も踏まえ、改めて産業情報提供室における図書等提供の機能について見直す必要がある。【意見】

5. 山形県産業科学館

(1) 施設の概要

施設名	山形県産業科学館
施設所管課	商工労働部 工業戦略技術振興課
条例・規則等	山形県産業科学館条例 山形県産業科学館条例施行規則
設置目的(条例による)	本県の産業及び科学技術に関する資料を展示紹介するとともに、県内の事業者がその保有する技術等を紹介する機会を提供することにより、本県の産業の発展に寄与する。
開設年月日	平成13年1月1日
所在地	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル内 低層棟南側2階～4階
敷地面積	-
建物構造	-
延床面積	2,011 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示コーナー ・ 特別展示コーナー ・ 実験工作室
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費 258,000 (県の持分のうち産業科学館割当分) ・ 建物取得費 2,250,000 (霞城セントラル工事 区分所有分) ・ 設計費 80,000 ・ 展示工事費 514,000 ・ 展示工事費 13,838 (平成22年度2階展示リニューアル工事) <li style="text-align: right;">合計 3,115,838
平成29年度 指定管理者	山形県中小企業団体中央会
県費負担(実績)	平成29年度 6,654千円(指定管理料以外)
施設の特徴	<p>各フロアに次のテーマに関する展示スペースがある。</p> <p>(2階) 暮らし・産業と環境 環境に関する様々な課題や、環境と暮らしや産業の関わりについて理解し、産業や科学の方向性を考える体験型学習ブース</p> <p>(3階) 山形県の工業 県内企業の最先端技術及び製品等の展示</p> <p>(4階) 科学の広場</p>

	科学原理の体験、発明工房（実験工作室）、暮らしの身近にある先端技術等の展示 （ロトンダ）山形県産業の歴史 本県産業の歴史紹介パネル、モニュメント（フーコーの振り子）の展示
--	---

（２）指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
（第１期） 平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	2 団体
（第２期） 平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体
（第３期） 平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体
（第４期） 平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	山形県中小企業団体 中央会	公募	1 団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 6 月 10 日から平成 26 年 7 月 18 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 山形県中小企業団体中央会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働観光部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適確性及び実現の可能性
	施設・設備の維持管理の適確性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的にかつ効率的に達成することができること	管理運営における経済性
	サービスの向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有する	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）
	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
V その他	財政状況及び経営基盤
	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開

エ 選定結果（審査評価）

95.7点（150点満点）

オ 主な選定理由

- ・設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・収支計画及び施設・設備の維持管理が適確である。
- ・様々な機関と連携し、偏りのない事業内容となっている。
- ・サービス向上のため利用者ニーズを把握し、その結果を反映させた自主企画事業の内容になっている。
- ・安定的な運営を行うための職員体制が整っている。
- ・財務状況が健全である。
- ・利用者からの苦情への対応や、緊急時の対策について適切である。

(3) 施設の利用状況 (単位：人)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全体	総計	279,134	267,197	255,357	244,058	232,090
	1日平均	909	868	829	792	754
休日	総計	169,258	156,901	157,473	148,354	139,871
	1日平均	1,472	1,364	1,346	1,290	1,216
平日	総計	109,876	110,296	97,884	95,704	92,219
	1日平均	572	571	512	496	478

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	73,933	73,933	77,746	77,746	78,895	78,895	78,895	78,895	78,895	78,895
	利用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他収入	-	1	-	2	-	1	-	0	-	0
	収入計	73,933	73,934	77,746	77,748	78,895	78,896	78,895	78,895	78,895	78,895
支 出	人件費	18,732	18,415	18,732	18,925	20,778	20,693	21,067	20,905	21,125	20,559
	光熱水費	34,200	34,138	36,878	35,221	35,659	34,776	35,461	35,305	35,435	35,124
	その他需用費	4,080	4,939	4,481	5,541	7,060	7,552	6,733	7,321	6,973	9,101
	委託費	6,239	6,470	6,004	6,292	5,993	6,982	6,470	6,118	6,470	6,130
	イベント開催費	3,723	3,903	4,368	3,966	4,226	3,861	4,385	3,637	3,448	3,026
	事務費	6,959	6,067	7,283	7,800	5,179	5,030	4,779	5,607	5,444	4,952
	支出計	73,933	73,934	77,746	77,748	78,895	78,896	78,895	78,895	78,895	78,895
収支差額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・ 産業科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 産業科学館の運営に関する業務
- ・ 産業科学館の管理に関し委託者が必要と認める業

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設の修繕（※）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一次的対応責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
事故、火災による施設損傷の回復（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○ (霞城セントラル管理組合で一括加入)	
施設賠償責任保険の加入	○ (霞城セントラル管理組合で一括加入)	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
使用許可		○
使用許可の取り消し、条件の変更及び新たな条件の付加		○
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
包括的な管理責任		○

(※) 施設等の修繕に関する費用分担は以下のとおりである。

区分	内 容	指定管理者	県
建物	改築又は大規模修繕（躯体、基礎軸組、鉄筋部分等の取替え）		○
	上記以外の改築、改装	協議事項	
	見積額 50 万円未満の修繕	○	
機械装置	新規及び更新	協議事項	
	見積額 50 万円以上の設備廃棄及び修繕	協議事項	
	見積額 50 万円未満の設備廃棄及び修繕	○	

工具器具備品	購入	○	
	修繕	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月、6 月 8 月、10 月、12 月、 平成 30 年 2 月	78,895,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の変動に伴う経費の増	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
金利変動	金利の変動	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
運営リスク	指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の臨時休館等	○	
	施設・設備等の改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止	○	
	事故や火災等による臨時休館等	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	
利用者への損	指定管理者の管理運営上の瑕	○	

害賠償	疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		
	上記以外のもの	協議事項（※一次的責任は指定管理者）	

(6) 監査の結果

①収支実績書における本社管理経費について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）」第 4 条に基づき、管理業務に係る経理の状況を示すものとして収支実績書を県に提出している。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）」より抜粋
 （事業報告書の作成及び提出）

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

当施設の指定管理者が提出した収支実績書によると、平成 25 年度から平成 29 年度まで全ての年度において、収支差額 0 となっている。

これは、指定管理者が指定管理業務に関する特別会計の決算において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を、「本社管理経費」として支出に計上し、指定管理者の一般会計に繰り入れを行なっているためである。

《本社管理費決算額の推移》

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2,222 千円	2,623 千円	917 千円	502 千円	693 千円

県では、本社管理経費が、指定管理者の一般会計に属する職員の人件費（給与管理事務や支払事務に携わる職員、指定管理業務に係るイベント等の支援（土日を含む））、指定管理業務に係る旅費、その他消耗品費等に充当されていると推計

しているが、指定管理者がどの程度負担しているかを把握していない。

(収支実績書における本社管理経費について)

指定管理者は、平成 25 年度から平成 29 年度までの収支実績書において、収入から必要な支出を行った後の差引残額を本社管理経費として支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。

県が指定管理料を適切に積算するためには、当施設の設置目的に沿った適切なサービスが提供されているかを確認し、かつ施設運営に伴う収支実績を正確に把握することが必要であることから、本社管理経費として必要な間接経費を適切に収支に計上することが重要である。

このため、本社管理経費として計上する間接経費の内容や範囲、経費の計算方法などについて、県と指定管理者が協議して定めておくことが望ましい。【意見】

6. 山形県国民宿舎竜山荘

(1) 施設の概要

施設名	山形県国民宿舎竜山荘
施設所管課	観光文化スポーツ部 観光立県推進課
条例・規則等	山形県国民宿舎条例 山形県国民宿舎条例施行規則
設置目的(条例による)	山形県国民宿舎竜山荘は、すぐれた自然環境の中において、健全で快適・低廉な価格により、当施設を利用していただくことにより、国民が広くレクリエーション及び健康の増進が図れることを目的とする。
開設年月日	昭和 39 年 3 月 31 日
所在地	山形市蔵王温泉字川前 938 番の 4
敷地面積	2,285.14 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階)
延床面積	1,945.75 m ²
主な施設	宿泊定数：82名 客室：18室(和室) 大広間：1室(45畳) 駐車場：20台収容 浴室：かけ流し温泉 男女各1 その他：カラオケルーム、囲炉裏場
主な建設費 (単位：千円)	文書保存年限を経過しているため不明
平成 29 年度 指定管理者	株式会社東北ホテルシステムズ
県費負担(実績)	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉、蔵王スキー場といった国内有数の観光地である山形市蔵王に立地 ・高齢者層の利用が多い ・強酸性硫黄泉 (pH1.45) の「かけ流し温泉」 ・建築から 50 年以上経過し、施設本体及び設備の経年劣化が進行している。 ・館内にエレベーターがない



(写真：竜山荘全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	社団法人山形県観光 物産協会	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	社団法人山形県観光 物産協会	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	株式会社山形インコ ーポレーション	公募	2団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	株式会社東北ホテル システムズ	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 8 月 18 日から平成 26 年 9 月 26 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 株式会社東北ホテルシステムズ

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適格性及び実現の可能性
	施設の維持管理の適格性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	財務状況及び経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開

エ 選定結果（審査評価）

98.4 点（150 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・施設の平等な利用確保の取組みが示されている。
- ・利用者の増加を図るための具体的手法が示されている。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・利用者から苦情や要望の把握及びそれらへの対応体制が整っている。
- ・防災対策、緊急時対策が十分である。

(3) 施設の利用状況

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
宿泊	利用者数	総計	5,041人	3,633人	3,757人	4,142人	3,458人
		1日平均	13.8人	10.0人	10.3人	11.4人	9.5人
	平均利用率		16.8%	12.1%	12.5%	13.8%	11.6%
	平均客室稼働率		29.0%	21.2%	25.0%	30.5%	21.9%
休憩	利用者数	総計	2人	18人	38人	51人	11人
		1日平均	0.0人	0.0人	0.1人	0.1人	0.0人
会議室 利用	利用件数	0件	0件	0件	0件	0件	

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用料	60,092	42,294	63,786	32,108	54,293	32,094	40,720	34,564	39,940	29,956
	その他収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計	60,092	42,294	63,786	32,108	54,293	32,094	40,720	34,564	39,940	29,956
支 出	原価	13,736	10,072	14,595	7,759	17,915	9,158	13,437	8,143	9,663	6,637
	人件費	22,455	15,036	23,859	13,592	18,828	11,379	14,122	10,421	15,098	10,283
	一般管理費	22,732	12,191	23,954	10,718	17,454	9,390	13,091	12,206	13,433	9,121
	支出計	58,923	37,301	62,408	32,069	54,197	29,929	40,650	30,772	38,194	26,042
収支差額		1,168	4,993	1,378	39	96	2,164	70	3,791	1,746	3,913

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・ 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 国民宿舎の運営に関する業務
- ・ 利用料金の徴収に関する業務
- ・ その他国民宿舎の管理に関し委託者が必要と認める業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設・設備の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設・設備の修繕	（*）	
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
事故、火災による施設損傷の回復（一時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責任は指定管理者ある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○ (任意)	
施設賠償責任保険の加入	○ (任意)	
利用者調整・利用者意見の対応	○	
利用料金の設定（県が定める一定の枠内。）	○	
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
包括的な管理責任		○

（*）施設・設備の修繕等の業務分担

基本的な考え方

○原則として、効用持続年数を維持するために必要な維持修繕は、施設の管理に付

随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。

○指定管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置等の新設又は修繕及び備品の購入に当たっては、あらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。

区分	項目	内容	指定管理者	県
建物	改築又は大規模修繕 (1,000万円以上)	躯体、基礎軸組、 鉄筋部分等の取替 え等		○
	上記以外の修繕* ¹ (改 築、改装等を含む)		○	○
	維持修繕等		○	
機械設備	新設及び更新		-	-
	機械・設備本体に係る 修繕* ²		○	○
	維持修繕等		○	
工具器具 備品	購入		○	
	維持修繕等		○	

*1 「上記以外の修繕」の実施については、両者の協議としているが、協議に付する目安は、一件当たりの所要額（見込み）が10万円以上の修繕とし、それ未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。

*2 「機械・設備本体に係る修繕」の実施については、両者の協議事項としているが、協議に付する目安は、一件当たりの経費見込が10万円以上の修繕とし、それ未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
-	-	0円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令、税制等 の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの（法令変更に伴い、施設・設備の改修又は整備が必要となる場合等）		○
	上記以外のもの	○	
物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の物価変動、金利変動に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営に支障が生じる大幅なもの	別途協議	
利用者数の変動	当初の利用見込み数との増減	○	
利用料金収入の変動	当初の利用料金収入と見込みとの増減	○	
	利用料金収入未収による収入減	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の 損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの	○	
	施設的设计・構造上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	別途協議	
利用者や第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの	○	
	施設的设计・構造上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	別途協議	
不可抗力	県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない外的要因（予見不可能なもの）による施設・設備の修復等、管	別途協議	

	理運営経費の増加又は事業履行不能		
運営	県の責めに帰すべき要因による休館又は閉館		○
	上記以外のもの	別途協議	

(6) 監査の結果

① 県有備品の管理について

当施設の現地調査時（11月16日）、県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、備品の設置場所、保管場所が明らかでなく、現物の確認をすることができないものがあった。

備品一覧表には、設置場所を記載する欄が設けられているものの、県有備品の全てについて、設置場所欄には「竜山荘」と記載されているのみであり、施設内のどこに設置されているのか特定に時間を要するものがあった。

また、山形県財務規則第155条によれば、「会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票をもつて標示をしなければならない。」と規定している。

しかし、県が貸与する備品について備品標示票が貼付されているか否か確認した結果、以下のものについて、備品標示票が貼付されていなかった。

物品番号	品名
1010001666	検食用冷凍庫
1010002766	ガス貯蔵式湯沸器
1997005894	検食用冷凍庫

さらに、「物品番号1997005894 検食用冷凍庫」については、現地調査時現在、使用されていない状態であった。

指定管理者が県有備品を使用しない状況となった場合、県は指定管理者が十分なサービスを提供することができるか否か確認をする必要がある。

しかし、県と指定管理者との包括協定書等には、県有物品について、修繕を要するものや本来の用途に供することができないと認められるものが生じた場合に、速やかに県へ報告しなければならないことと規定しているが、使用しない状況になった場合の報告を求める規定は存在しない。

上記のように、県が貸与する備品について、現物の所在が確認できないもの、備品標示票の貼付がなされていないもの、現在使用されていないものが散見され

た。

県は、毎年一度10月から11月頃に行う県有施設の指定修繕要望箇所についての現地調査の際に、県担当者が県有備品の現物と備品台帳の照合確認を実施しており、あわせて備品の使用状況についても確認し、現況の変更や備品標示票の未貼付等の不備があった場合は速やかに対応することとしているとのことである。

また、県有備品に故障や異常が生じた場合については、随時、指定管理者から報告を受けることとなっている。

(備品台帳の記載について)

県は、県有備品現物と備品台帳の照合確認を容易に行うことができるようにするため、備品台帳上の個々の県有備品の設置場所又は保管場所の記載について、施設内における設置場所・保管場所を特定できる記載方法へ変更することを検討されたい。【意見】

(県有備品への備品標示票の貼付について)

県は、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。【指摘事項】

(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)

県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県へ報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。【意見】

②設備の保守管理業務について

管理運営業務仕様書によれば、指定管理者は設備の保守管理業務として、飲料水貯水槽清掃及び水質検査（受水槽清掃：年1回、高架水槽清掃：年1回、水質検査：年1回）、消防用設備保守点検（機器点検：年1回、総合点検：年1回）、暖房用温水ヒーター及び給湯用ボイラー保守点検（暖房用真空ヒーター洗缶整備：年1回、暖房用オイルバーナー分解清掃：年2回、給湯用缶体点検：年1回、給湯用オイルバーナー分解清掃：年4回）等といった各種定期点検、法定点検を行うこととされており、自主点検又は外部委託により実施している。

県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。

しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。

また、管理運營業務仕様書に示されている当施設において実施すべき保守点検業務等は、その種類が多岐にわたり、年に複数回実施しなければならないものも存在する。

(保守管理業務の県に対する報告について)

県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。【意見】

(保守点検業務等の進捗管理について)

県は、指定管理者が管理運營業務仕様書に示されている回数の保守点検業務等を確実に実施していることを確認するため、点検結果の一覧等を作成し進捗状況の把握に努められたい。【意見】

③事業報告書の確実な確認について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）第 4 条の規定により、毎年度、管理業務に係る事業報告書を作成して県に提出する必要がある。

また、提出された事業報告書については、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定められており、かつ「山形県国民宿舎竜山荘の管理運営に関する包括協定書」の「事業報告等 第 25 条」で指定管理者は、管理業務に要した経費の収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならないとされている。

県は、収支決算書の適正性についての確認は、指定管理者が年に一度開催する「決算状況説明会」へ出席し、指定管理者の取引金融機関の担当者とともに決算内容についての説明を受け、詳細については、その場において適宜質問等により確認しているが、収支決算書の数値の根拠となる資料（残高試算表・総勘定元帳等）までは求めていない。

(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への速やかな対応について)

県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類（残高試算表・総勘定元帳等）の提出を求め、確認することにより、その適正性を確保することが求められる。また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。【指摘事項】

④指定管理業務に係る現金管理について

指定管理者は、経理の状況について市販の会計ソフトを用いて、指定管理業務と指定管理業務以外の業務に分け、それぞれ部門を設定し管理している。

指定管理業務に係る現金管理については、会計ソフトから出力される現金出納帳により管理している。

しかし、会計システムへの伝票入力日々行われているわけではなく、3日に1回程度行われている状況であり、日々の業務終了後に保有する現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を適時に把握することができない。

また、指定管理業務の決算期が3月であるのに対し、指定管理者の会社決算期は9月であるため、会社の決算作業、税務申告作業が完了しないと会計システムの年度更新ができないということから、10月1日以降、現地調査日(11月16日)までの間に行われた現金の入出金について出納記録がなされていない状況であった。

(指定管理業務に係る現金管理について)

会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。

県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である【指摘事項】

⑤施設設備の状況等について

現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる箇所が見受けられた。これらは施設利用者の目

に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるため、計画的に修繕等を進めることが必要である。

(施設設備の計画的な修繕等について)

県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進めることが必要である【指摘事項】

⑥施設の老朽化等に伴う施設管理・運営について

竜山荘は昭和39年3月31日の開設であり、開設後50年以上を経過している。施設の老朽化に伴い、水回り全般、配管設備や入浴所の床暖房等について、今後修繕等が必要になると考えられる。将来的にも事業の継続を前提とした場合、県の負担となる改築や大規模な修繕が必要となってくるものとする。

(今後の施設管理・運営の在り方について)

事業継続を前提とした場合、改築や大規模修繕等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。

【意見】

7. 山形県源流の森

(1) 施設の概要

施設名	山形県源流の森															
施設所管課	農林水産部 林業振興課															
条例・規則等	山形県源流の森条例 山形県源流の森条例施行規則															
設置目的(条例による)	野外学習やレクリエーション等の場を提供することにより、県民の森林に対する理解向上や保健・休養及び自然愛護思想の向上に資する。															
開設年月日	平成9年7月1日															
所在地	西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内															
敷地面積	1,810,380 m ²															
建物構造	—															
延床面積	—															
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公園（建物敷地・林地・駐車場・芝生広場・管理道路） ・ 野外活動施設（森のアトリエ・ロッジ・シェルター・炭焼小屋・水車小屋・野鳥観察小屋・展望台他） ・ 休養施設（休憩棟他） ・ 遊戯施設（冒険の森遊具他） ・ 管理施設（源流の森センター他） 															
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 土地</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">248,209</td> </tr> <tr> <td>・ 建物</td> <td style="text-align: right;">600,434</td> </tr> <tr> <td>・ 舗庄</td> <td style="text-align: right;">603,424</td> </tr> <tr> <td>・ 橋梁</td> <td style="text-align: right;">447,285</td> </tr> <tr> <td>・ その他工作物</td> <td style="text-align: right;">429,537</td> </tr> <tr> <td>・ 樹木</td> <td style="text-align: right;"><u>237,252</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,566,141</td> </tr> </table>		・ 土地	248,209	・ 建物	600,434	・ 舗庄	603,424	・ 橋梁	447,285	・ その他工作物	429,537	・ 樹木	<u>237,252</u>	合計	2,566,141
・ 土地	248,209															
・ 建物	600,434															
・ 舗庄	603,424															
・ 橋梁	447,285															
・ その他工作物	429,537															
・ 樹木	<u>237,252</u>															
合計	2,566,141															
平成29年度 指定管理者	公益財団法人 山形県みどり推進機構															
県費負担（実績）	平成29年度 1,301千円（指定管理料以外）															
施設の特徴	白川湖畔にあり降雪期（12～4月）は閉鎖。															

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構 ※平成25年4月1日より公益財団法人に移行	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月15日から平成26年9月25日まで

イ 申請団体 (1団体)

団体名 公益財団法人山形県みどり推進機構

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 共通事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適切性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果

Ⅲ 施設の設置目的の効果的かつ効率的な達成	利用者の増加を図るための具体的手法
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設維持管理の内容、的確性及び実現可能性
Ⅳ 適正かつ確実な施設の管理能力	安定的な運営が可能となる人的能力・運営体制
	安定的な運営が可能となる経営基盤
	同種施設の管理・運営実施の有無

エ 選定結果（審査評価）

68.8点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設管理のノウハウを持ち、当該施設の設置目的を踏まえた運営方針が提案されている。
- ・生活弱者への配慮やリスクアセスメントなどの取組みが図られている。
- ・利用者のメリットを考慮した提案内容となっている。
- ・地域と密着した具体的な事業が計画されている。
- ・人材配置や組織体制が適切である。
- ・同種・類似施設の管理運営実績がある。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入園者	70,229	68,085	74,668	65,975	72,606
センター来館者	13,826	15,505	15,535	12,392	13,316
陶芸教室	1,114	1,179	1,568	1,307	1,240
クラフト教室	1,188	1,277	1,219	1,456	1,485
冒険の教室	1,040	1,161	1,077	802	1,186
森林案内	1,504	1,050	1,113	813	982
合計	88,901	88,257	95,180	82,745	90,815

（※）入園者は巡視時の駐車台数から推計、センター来訪者は職員によるカウンター計測、それ以外は受付者数。いずれも延べ人数。

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収 入	指定管理料	42,214	42,172	41,964	47,113	43,200	44,796	43,200	44,192	43,200	44,501
	利用料	650	417	700	477	500	471	525	376	550	429
	自主事業	-	1,698	-	1,685	-	1,927	-	2,166	-	2,256
	収入計	42,864	44,289	42,664	49,275	43,700	47,195	43,725	46,736	43,750	47,186
支 出	施設管理費	20,474	17,524	20,474	20,833	17,274	16,900	17,424	16,600	17,224	17,627
	運営費	14,100	18,439	13,900	18,423	15,430	19,185	15,370	20,745	15,595	20,237
	事務費	8,290	10,234	8,290	10,435	7,035	10,157	10,931	8,769	10,931	8,213
	支出計	42,864	46,198	42,664	49,692	43,700	46,242	43,725	46,115	43,750	46,078
収支差額	-	-1,909	-	-416	-	953	-	620	-	1,107	

(※) 施設管理費は、修繕費等の保守費用・水道光熱費・植物管理費等を含む。

運営費は、人件費・材料費・IP活動費等を含む。

事務費は、人件費・需用費等を含む。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の維持管理に必要な物品の維持管理に関する業務
- ・施設の管理運営に関する業務
- ・施設の管理運営に係る総務・経理に関する業務
- ・事業計画書・事業報告書の作成及び報告に関する業務
- ・利用料金の徴収に関する業務
- ・利用料金の減免に関する業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
施設の修繕 (原則として県が負担するが、一定金額 (年度協定書で合意) の範囲内の小規模修繕は指定管理者が負担)	○	○
安全衛生管理	○	

制限行為の許可		○
事故・火災などによる施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	8,171,000 円
	平成 29 年 6 月	9,330,000 円
	平成 29 年 8 月	7,600,000 円
	平成 29 年 10 月	7,450,000 円
	平成 29 年 12 月	7,100,000 円
	平成 30 年 2 月	4,850,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は包括協定書等にその定めがない。

(6) 監査の結果

①事業報告書の記載について

当施設に関しては、指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額が記載されるのみで計画値（予算）並びに計画と実績の差異を示す記載がされていない。

包括協定書では、事業計画書の記載事項に特段の定めはなく、事業報告書に関しては「料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等」（第 24 条 1 項(3)）となっているのみであり、明確に収支計画値の記載を要求しているわけではない。

しかし、事業報告書は「原則としてその全部を情報公開窓口で公開すること」（「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2(4)③）とされており、県民の縦覧に供される資料でもある。したがって、計画された事業についてどれだけの予算が立てられ、それに対し結果はどうであったのかを明らかにすることで、当該報告書の利用者の理解に資することになり、情報公開の趣旨にも沿うことになると考えられる。

また、自主事業に関しては、事業計画書においてイベントごとに具体的な計画

(開催月日・定員・参加費等)が記載されているもの、事業報告書においては当該計画に対応した結果が明示されていない。

包括協定書では、事業報告書の記載事項として「自主事業の実施状況に関する事項」(第24条1項(4))が挙げられているとともに、上記と同様に報告書の利用者の理解に資する観点からも、事業計画書に対応する形式での結果の報告(いつ開催されたか否か、参加者は何人だったか等)が必要であると考えられる。

さらに、自主事業にかかる収支については、事業報告書の収支状況において収入のみが別掲されており、支出は全体の施設管理費・運営費・事務費に含まれて計上され、自主事業にかかる支出が明らかとなっていない。

県では、自主事業を「施設の設置目的に沿い、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、自己の責任と費用により実施する事業」と規定しており(「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2(4)④事業計画書の内容例より)、指定された管理運営とは別にサービスの向上を図るために企画されたものとの位置づけをしている。したがって、当該自主事業にかかる収支は、本来の管理業務分とは区分して報告されるべきことになると考えられる。

(事業報告書の記載について)

指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値(予算)並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。

また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。

さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。【意見】

8. 弓張平公園

(1) 施設の概要

施設名	弓張平公園	
施設所管課	県土整備部 都市計画課	
条例・規則等	山形県都市公園条例 山形県都市公園条例施行規則	
設置目的(条例による)	自然保護との調和を図りながら、県民の健康増進、スポーツ・レクリエーションの推進、自然体験・学習、環境保全意識の育成を目指す。	
開設年月日	昭和 56 年 6 月 8 日	
所在地	山形県西村山郡西川町大字月山沢～志津	
敷地面積	114.4ha	
建物構造	－	
延床面積	－	
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・パークプラザ（体育館） ・オートキャンプ場（コテージ） ・テニスコート ・陸上競技場 ・野球場 ・運動広場 ・芝生広場 ・遊具 	
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・測量試験費 392,197 ・工事費 6,075,096 ・用地補償費 473,232 ・備品購入費 27,973 ・負担金 62,428 ・事務費 302,767 	合計 7,333,693
平成 29 年度 指定管理者	弓張平公園指定管理企業共同体	
県費負担（実績）	平成 29 年度 54,095 千円（指定管理料以外）	
施設の特徴	月山山麓にあり降雪期（11～5月）は閉鎖。周辺施設に県立自然博物館。	

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	4団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	2団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	弓張平公園指定管理 企業共同体	公募	2団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月22日から平成26年10月3日まで

イ 申請団体（2団体）

団体名 弓張平公園指定管理企業共同体

その他1団体

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
Ⅰ 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
Ⅱ 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
Ⅲ 事業計画書の内容が施	管理経費における経済性

設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	地域貢献
Ⅳ 事業計画書に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	財務状況及び経営基盤
Ⅴ その他	利用者等からの苦情等への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

62.0点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針が適切である。
- ・施設の機能や設備を十分に活用した自主事業の具体的な提案がある。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・財務状況が安定的である。
- ・緊急時の対応や個人情報保護・情報公開の取組が勝っている。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
有料	スポーツ区 利用者	5,576	6,221	5,537	5,250	4,778
	オートキャンプ場 利用者	3,977	4,009	5,853	5,309	5,794
	計	9,553	10,230	11,390	10,559	10,572
無料	植物園区・自然体 験区利用者	38,658	39,571	48,292	48,116	44,224

（※）有料利用者数は受付数を集計、無料利用者数は駐車場停車台数より推計。いずれも延べ人数。

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収入	指定管理料	68,000	69,290	69,711	69,711	68,000	69,221	68,000	68,000	68,859	68,859
	利用料金	10,200	9,482	10,500	8,702	10,720	10,383	10,720	8,495	10,720	8,031
	自主事業	1,697	2,353	1,697	2,389	9,336	2,874	9,336	1,962	9,336	1,678
	その他	400	74	400	-	-	135	-	60	-	45
	収入計	80,297	81,199	82,308	80,752	88,056	82,613	88,056	78,517	88,915	78,613
支出	維持管理費	67,160	66,720	68,500	63,631	51,150	50,274	51,150	49,993	52,009	49,445
	人件費					17,012	18,720	17,012	16,347	17,012	15,900
	光水熱費	3,800	5,248	4,100	5,257	5,200	4,534	5,200	4,544	5,200	5,052
	保守費用	4,520	1,680	4,600	4,120	4,600	3,785	4,600	3,906	4,600	4,223
	その他経費	2,220	1,980	2,250	3,531						
	自主事業	1,976	1,497	1,976	1,556	9,336	3,435	9,336	2,633	9,336	1,425
	支出計	79,676	77,125	81,426	78,095	87,298	80,748	87,298	77,424	88,157	76,045
収支差額	621	4,074	882	2,657	758	1,865	758	1,093	758	2,568	

(※) 維持管理費は主として恒常的に発生する修繕費等であり、平成 25～26 年度は人件費も含まれている。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・公園内における物品販売・集会・募金署名運動・写真撮影・広告物の表示等の行為許可に関する業務
- ・有料施設の使用許可に関する業務
- ・行為許可及び有料施設の使用許可の取り消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- ・その他本公園の管理に関し県が必要と認める業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械等）の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理	○	

施設・備品の修繕（1 件当たり 30 万円の 小規模修繕は原則、指定管理者が負担。大 規模な改修費は県が対応。）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者に ある。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一 時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責 任は指定管理者にある。）	○	○
施設火災共済保険加入（加入施設は県が判 断）		○
施設賠償責任保険加入（利用者の被災等）	○	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
包括的な管理責任		○
占有許可（指定管理者は受付業務）	○	○
都市公園法に基づく施設設置・管理許可		○
有料公園施設使用許可	○	
行為許可	○	
利用の禁止又は制限	○	
許可の取消し、効力の停止及び条件の変更	○	○
行為の中止・原状回復・退去命令		○
施設の休業日及び使用時間の設定	○	
利用料金の設定（県が定める使用料の額の 範囲内）	○	
利用料金の減免	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	17,859,000 円
	平成 29 年 7 月	27,000,000 円
	平成 29 年 10 月	22,500,000 円
	平成 30 年 1 月	1,500,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法令等の変更	物価変動・法令・基準等の変更に伴う経費の変動	○	
	上記のうち、施設の管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模・年上限額以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設が供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

9. 最上中央公園

(1) 施設の概要

施設名	最上中央公園												
施設所管課	県土整備部 都市計画課												
条例・規則等	山形県都市公園条例 山形県都市公園条例施行規則												
設置目的(条例による)	最上地域を象徴する新しい空間や広域レクリエーションの場の形成により、最上地域の活性化に寄与する。												
開設年月日	平成 11 年 12 月 1 日												
所在地	新庄市大字金沢												
敷地面積	6.5ha												
建物構造	—												
延床面積	—												
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ すぽーていあ (屋内多目的施設) ・ 広場 ・ 修景池 ・ 遊具 ・ 駐車場 												
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 測量試験費</td> <td style="text-align: right;">209,889</td> </tr> <tr> <td>・ 工事費</td> <td style="text-align: right;">1,828,330</td> </tr> <tr> <td>・ 用地補償費</td> <td style="text-align: right;">1,732,226</td> </tr> <tr> <td>・ 備品購入費</td> <td style="text-align: right;">4,382</td> </tr> <tr> <td>・ <u>事務費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>96,901</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">3,871,728</td> </tr> </table>	・ 測量試験費	209,889	・ 工事費	1,828,330	・ 用地補償費	1,732,226	・ 備品購入費	4,382	・ <u>事務費</u>	<u>96,901</u>	合計	3,871,728
・ 測量試験費	209,889												
・ 工事費	1,828,330												
・ 用地補償費	1,732,226												
・ 備品購入費	4,382												
・ <u>事務費</u>	<u>96,901</u>												
合計	3,871,728												
平成 29 年度 指定管理者	一般財団法人新庄市体育協会												
県費負担(実績)	平成 29 年度 3,190 千円 (指定管理料以外)												
施設の特徴	新庄駅前徒歩圏内にある。近隣にも屋内体育施設 (新庄市体育館)。												



(写真：最上中央公園)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	新庄市	公募	3団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	新庄市	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	新庄市	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	一般財団法人 新庄市 体育協会	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 8 月 22 日から平成 26 年 10 月 3 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 一般財団法人新庄市体育協会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	地域貢献
	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
V その他	財務状況及び経営基盤
	利用者等からの苦情等への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

60.4 点（100 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針が適切である。
- ・施設の機能や設備を十分に活用した自主事業の具体的な提案がある。
- ・地域の関係者との連携の具体的な提案がある。
- ・財務状況が安定的である。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
有 料	すぼーていあ 利用者	26,028	22,522	19,428	18,564	19,815
	すぼーていあ 利用者	6,438	5,209	3,823	5,110	5,127
無 料	すぼーていあ以外 利用者	19,313	20,420	17,266	12,356	158,207
	計	25,751	25,629	21,089	17,466	163,334

（※1）すぼーていあ利用者は利用日誌を集計、それ以外の利用者は来園者の実測により集計。いずれも延べ人数。

（※2）平成 29 年度のすぼーていあ以外の施設（広場等）利用者は、主として新庄雪まつりの開催に伴うものである。

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収入	指定管理料	19,764	19,764	20,449	20,449	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936
	利用料	4,800	4,614	4,800	4,772	4,700	3,817	3,800	3,637	3,550	3,242
	自主事業	-	-	-	-	20	-	20	78	75	125
	その他	-	-	-	-	70	146	110	328	300	484
	収入計	24,564	24,378	25,249	25,221	24,726	23,899	23,866	23,979	23,861	23,787
支出	すぼーてい あ管理費	9,896	9,079	9,986	9,760	9,735	9,701	9,648	10,224	9,832	10,456
	(内, 人件費)	(4,500)	(4,496)	(4,666)	(4,666)	(4,735)	(5,105)	(4,948)	(5,903)	(5,300)	(5,941)
	園内施設緑 地管理	9,086	8,894	9,601	9,595	7,311	6,146	6,736	6,059	6,693	6,251
	駐車場	2,000	2,249	1,977	2,190	1,440	1,027	1,440	1,026	1,440	1,442
	委託料	3,207	3,213	3,277	3,383	5,272	4,596	5,102	4,662	4,889	4,619
	賃借料	375	62	408	64	408	296	308	295	297	292
	自主事業	-	-	-	-	560	420	200	143	250	306
	その他	-	-	-	-	-	426	432	628	460	531
	支出計	24,564	23,497	25,249	24,992	24,726	22,612	23,866	23,037	23,861	23,897
収支差額	-	881	-	229	-	1,287	-	942	-	-110	

(※) カッコ内は内書き。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・公園内における物品販売・集会・募金署名運動・写真撮影・広告物の表示等の行為許可に関する業務
- ・有料施設の行為許可に関する業務
- ・行為許可及び有料施設の使用許可の取り消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- ・その他本公園の管理に関し県が必要と認める業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械等）の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理	○	
施設・備品の修繕（1件当たり30万円の 小規模修繕は原則、指定管理者が負担。大 規模な改修費は県が対応。）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者に ある。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一 時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責 任は指定管理者にある。）	○	○
施設火災共済保険加入（加入施設は県が判 断）		○
施設賠償責任保険加入（利用者の被災等）	○	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
包括的な管理責任		○
占有許可（指定管理者は受付業務）	○	○
都市公園法に基づく施設設置・管理許可		○
有料公園施設使用許可	○	
行為許可	○	
利用の禁止又は制限	○	
許可の取消し、効力の停止及び条件の変更	○	○
行為の中止・原状回復・退去命令		○
施設の休業日及び使用時間の設定	○	
利用料金の設定（県が定める使用料の額の 範囲内）	○	
利用料金の減免	○	

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	4,984,000 円
	平成 29 年 7 月	4,984,000 円
	平成 29 年 10 月	4,984,000 円
	平成 30 年 1 月	4,984,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法令等の変更	物価変動・法令・基準等の変更に伴う経費の変動	○	
	上記のうち、施設の管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模・年上限額以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設が供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

①使用しなくなった県有備品について

当施設の県有備品のうち、次の備品については現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると当施設では今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	品名
1-001-003546	セット* (ゲート 3、ボール 1、埋設管式)
1-001-003547	セット* (ゲート 3、ボール 1、埋設管式)
1-001-003548	テニス支柱
1-001-003549	テニス支柱
1-001-003550	テニス支柱

* : ゲートボール用具一式

県では毎年 8 月に備品現品と備品台帳の照合確認を実施しており、遊休備品(十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品)、使用の必要がなくなった備品の有無について、報告を行っている。

平成 29 年度の照合確認を実施した備品一覧表では、上記 5 つの備品について確認のチェックマークが付され、遊休備品はない旨の報告がなされていた。

(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)

県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。

【指摘事項】

また、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、県は指定管理者が行うサービスが十分かを確認する必要がある。しかし、県と指定管理者との包括協定書では、県有財産の形状及び形質等を変更する場合、処分しようとする場合、滅失し、又は損傷したときには報告を求めることとしているが、使用しない状況になった際の報告を求める明文規定がない。

(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)

県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県に報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。**【意見】**

②物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票の追記について

当施設の県有備品には、県の所有であることを示す備品標示票が貼付されている。これは、山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）第155条に基づくものであるが、当施設の備品標示票は、いずれも物品番号欄がない又は印字が薄くなり見えない状態となっている。

「山形県財務規則」より抜粋

（備品の標示）

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）

	備 品 標 示 票
物品番号	枝番
品名	
規格	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

（備品標示票の追記について）

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が高い。

物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。【意見】

③管理業務に係る事業報告書の確実な確認について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成17年3月22日山形県規則第8号）第4条の規定により、毎

年度、管理業務に係る事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成して県に提出する必要がある。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」より抜粋

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施状況及び利用の状況
- （2）公の施設の利用に係る料金の収入実績
- （3）管理業務に係る経理の状況
- （4）その他知事等が必要と認める事項

当施設に係る平成29年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額について、減免伺書と照合した結果、6月及び7月の金額が次のとおり相違していた。

①：事業報告書（抜粋） （単位：円）

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	1,235,500	0	45,273,970
占用・行為減免額	1,235,500	0	45,273,970

②：上記に対応して減免伺書より監査人が集計

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	605,500	529,320	45,173,290
占用・行為減免額	605,500	529,320	45,173,290

③：照合結果（①－②）

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	+630,000	△529,320	+100,680
占用・行為減免額	+630,000	△529,320	+100,680

+は過大、△は不足

事業報告書は、指定管理業務が、指定管理者が計画し県が承認した事業計画書に従って実施されたかを確認するための書類であり、翌年度以降の事業計画に反

映するためにも正確な記載が必要である。また、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定めている。

「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2（1）より抜粋

② 事業報告書の確認

- ・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

（県による事業報告書の確実な確認について）

平成29年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額の一部が減免何書と一致していない。

県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。【指摘事項】

④利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について

当施設の平成29年度利用料金還付申請書のうち2件について、還付申請書の日付と利用予定日の間が6日間であるにもかかわらず全額還付を行っていた。

「山形県都市公園条例」（昭和55年3月26日山形県条例第17号）では、原則として、指定管理者が収受した利用料金は還付しないものとしており、使用開始7日前までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき等に例外的に還付することができることと定められている。

「山形県都市公園条例」より抜粋

第15条の5 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1）第13条第2項の規定により許可を取り消されたとき。
- （2）災害その他指定管理者の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により都市公園の使用ができなくなつたとき。
- （3）都市公園の使用開始前7日までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき。

現地調査時に閲覧した還付申請書2件については、実際には使用予定の7日前の夜に電話でインフルエンザ発生のため使用取消しの申し出があり、翌日に窓口で還付申請書を記載した際に窓口訪問の日付を記載したものであるとのことであった。

(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)

公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前7日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。【意見】

⑤指定管理業務に係る預金口座の区分管理について

指定管理者制度は、地方公共団体等が行うべき公の施設の管理運営を、その他の法人等に対し、議会の決議をもって包括的に委任代行させるものであり、当該施設に基づき実施した事業に関連する金銭等の資産は地方公共団体等に帰属すべきものである。

したがって、指定管理料のみならず、利用料金等の収入や人件費・その他管理経費の支出にかかる現金預金の流れは、当然に指定管理者における他の事業から区分して経理されるべきであり、例えば預金口座などは指定管理業務専用の口座を開設して管理する必要がある。

県においても、一部の施設では、募集要項等で「指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理」することを明記しているケースもある。

しかし、当施設においては、特定の預金口座の中で指定管理者としての管理業務にかかる収支とそれ以外の収支が混在しており、専用の口座による管理が行われていない。

(指定管理業務に係る預金口座の区分管理について)

当施設に関しては、指定管理者としての管理業務に係る専用の口座を設け、他の事業と区分して管理する方向で指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。【意見】

10. 山形県県営住宅・山形県すまい情報センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県県営住宅・山形県すまい情報センター																													
施設所管課	県土整備部 建築住宅課																													
条例・規則等	<p>[県営住宅]</p> <p>山形県県営住宅条例</p> <p>山形県県営住宅条例施行規則</p> <p>[すまい情報センター]</p> <p>山形県すまい情報センター条例</p> <p>山形県すまい情報センター条例施行規則</p>																													
設置目的(条例による)	<p>[県営住宅]</p> <p>県営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>[すまい情報センター]</p> <p>すまい情報センターは、県民に対して住宅に関する適切な情報を提供することを目的とする。</p>																													
開設年月日	<p>[県営住宅]</p> <p>昭和 37 年の設置以来順次建替等を実施し、現存する最古の住棟は昭和 42 年建設</p> <p>[すまい情報センター]</p> <p>平成 13 年 1 月 1 日</p>																													
所在地	<p>[県営住宅]</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月 1 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 10%;">市町村</th> <th style="width: 10%;">団地名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 10%;">戸数</th> <th style="width: 10%;">棟数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">村山</td> <td rowspan="4">山形市</td> <td>鈴川第 2</td> <td>山形市 鈴川町 三丁目 18-44・18-51・17-25・ 17-22・17-17</td> <td>120</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>五十鈴</td> <td>山形市大野目二丁目 2-52・ 2-50・2-46</td> <td>110</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>南山形</td> <td>山形市南松原一丁目 9-5・ 9-6・9-1</td> <td>66</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>馬見ヶ崎</td> <td>山形市円応寺町 21-27・ 21-26</td> <td>60</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>						地域	市町村	団地名	所在地	戸数	棟数	村山	山形市	鈴川第 2	山形市 鈴川町 三丁目 18-44・18-51・17-25・ 17-22・17-17	120	5	五十鈴	山形市大野目二丁目 2-52・ 2-50・2-46	110	3	南山形	山形市南松原一丁目 9-5・ 9-6・9-1	66	5	馬見ヶ崎	山形市円応寺町 21-27・ 21-26	60	2
地域	市町村	団地名	所在地	戸数	棟数																									
村山	山形市	鈴川第 2	山形市 鈴川町 三丁目 18-44・18-51・17-25・ 17-22・17-17	120	5																									
		五十鈴	山形市大野目二丁目 2-52・ 2-50・2-46	110	3																									
		南山形	山形市南松原一丁目 9-5・ 9-6・9-1	66	5																									
		馬見ヶ崎	山形市円応寺町 21-27・ 21-26	60	2																									

		桧町	山形市桧町四丁目 12-16・ 12-20	80	2
		宮町	山形市宮町二丁目 8-23・ 8-26・8-28・8-32	86	4
		深町	山形市深町一丁目 7-39・ 7-37・7-27・7-34	100	4
		きたまち	山形市桧町三丁目 2-15・ 2-12・2-9	60	3
		あたご	山形市小白川町五丁目 27-15	62	1
		東山	山形市大字十文字 6106	16	1
		十日町	山形市十日町一丁目 7-13	30	1
		飯塚住宅	山形市飯塚町 1353-1	32	4
	上山市	土屋倉	上山市美咲町二丁目 3	56	3
		金生	上山市金生一丁目 13-13	24	1
		鷲ヶ袋	上山市旭町二丁目 7-1・7-2	40	2
		長清水	上山市長清水一丁目 10-11・10-12・10-13・ 10-14・10-15・10-16・ 10-17・10-18・10-19	54	9
	天童市	日光	天童市北久野本四丁目 14-1・14-2・14-3・14-4・ 14-5	31	5
		長岡	天童市中里一丁目 2-1・ 2-2・2	34	4
		交り江	天童市交り江五丁目 10-1・ 10-2	24	2
		天童駅西	天童市駅西二丁目 2-27・ 2-30・2-31	64	3
		天童駅南	天童市田鶴町四丁目 18-17・18-22	54	2
		天童南部	天童市南町三丁目 18-1・ 18-2・18-3・18-4・18-5	72	5
	山辺町	芦沢	東村山郡山辺町大字山辺字 芦沢 2084-7	6	1

		近江	東村山郡山辺町近江 1-1	34	3	
	中山町	中原	東村山郡中山町字長崎 881-2	48	2	
		長崎	東村山郡中山町字長崎 8035-205	16	1	
	寒河江市	南寒河江	寒河江市大字高屋字西浦 100-5	32	2	
		塩水	寒河江市大字寒河江字塩水 46-1	36	6	
	河北町	谷地	西村山郡河北町谷地荒町東 一丁目 4-1	36	2	
	大江町	左沢	西村山郡大江町大字藤田字 藤田原 264-3	24	1	
	村山市	楯岡	村山市楯岡笛田四丁目 6-23	24	1	
		楯岡中町	村山市楯岡中町 5-1	12	1	
	東根市	東根中央	東根市中央四丁目 3-2	56	3	
	尾花沢市	尾花沢	尾花沢市新町一丁目 9-36	16	1	
	大石田町	大石田	北村山郡大石田町大字大石 田甲 623-157	16	1	
		あけぼの	北村山郡大石田町大字大石 田丁 277-4	8	1	
	最上	新庄市	三吉町	新庄市金沢 1601・1612-2・ 1612-3	72	3
			若葉東	新庄市金沢 1494-1・ 1281-4・1496-1	64	3
	置賜	米沢市	太田町	米沢市太田町五丁目 1-10	60	4
			春日	米沢市春日五丁目 2-43	56	3
			中田第 1	米沢市中田町 658-3	96	6
			中田第 2	米沢市中田町 901-2	48	2
			玉の木	米沢市通町八丁目 2-95	24	1
			成島	米沢市成島三丁目 2-96・ 2-95	30	2
			米沢中央	米沢市中央七丁目 5-77	32	2
			相生	米沢市相生町 7-65	72	3
			城北	米沢市城北 2-3-65・3-62	16	2

	南陽市	関口	南陽市宮内 352-3	44	3	
		桜木	南陽市三間通 1229-2・ 1229-1	32	2	
		高島町	糠野目	東置賜郡高島町大字福沢 525-5	24	1
			大町	東置賜郡高島町大字高島字 町裏 695-12	16	1
			糠野目第2	東置賜郡高島町福沢南 21-2	24	1
		川西町	館之北	東置賜郡川西町大字中小松 3017-1	18	1
		長井市	小出	長井市台町 3-1・3-2	48	2
			成田	長井市成田 3102-3	16	1
			屋城町	長井市屋城町 4-1・4-2・ 4-3・4-4	12	4
		小国町	小国	西置賜郡小国町大字兵庫館 三丁目 3-9・3-8	48	2
		白鷹町	白鷹	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 1482-1	24	1
			宝前町	西置賜郡白鷹町大字十王 5502-1	10	8
			あらと	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙 725-1	18	2
	飯豊町	飯豊	西置賜郡飯豊町大字菰生 3893-3	12	1	
	庄内	鶴岡市	美原	鶴岡市美原町 18-1・19-28・ 19-23・18-3	48	4
			東部	鶴岡市朝陽町 6-25・6-5・6-6	48	3
			茅原	鶴岡市茅原字 16-1	56	3
			城南	鶴岡市城南町 9-34・9-30	40	2
			末広	鶴岡市末広町 23-63・ 23-62・23-60	60	3
			大西町住宅	鶴岡市大西町 21-10-1・ 10-2・10-3	16	6
酒田市		川南	酒田市若宮町二丁目 1-1・ 1-2・1-3・1-4・1-5	120	5	

		こがね	酒田市こがね町一丁目 21-1・21-11・21-14	64	3	
		東泉	酒田市東泉町四丁目 15-21・15-22	64	3	
		鳥海	酒田市富士見町三丁目 2-118	72	3	
		新橋	酒田市新橋五丁目5-1	16	1	
		北新町	酒田市北新町一丁目1-58	66	1	
	庄内町	余目	東田川郡庄内町余目字大塚 93-1	16	1	
		狩川	東田川郡庄内町狩川字山居 22	18	1	
	遊佐町	遊佐	飽海郡遊佐町遊佐字田子 10-2	16	1	
	<p>[すまい情報センター] (本所) 山形市城南一丁目1番1号 霞城セントラルAエレベーター22階 (最上支所) 新庄市金沢字大道上2034 山形県最上総合支庁舎内 (置賜支所) 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁舎内 (庄内支所) 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁舎内</p>					
	敷地面積	—				
建物構造	—					
延床面積	[県営住宅] — [すまい情報センター] 249.25 m ²					
主な施設	[県営住宅] 所在市町村数：25市町 団地数：76団地 棟数：198棟 管理戸数：3,275戸					

	<p>駐車場管理区画数：3,224 区画</p> <p>[すまい情報センター]</p> <p>相談コーナー</p> <p>パンフレットコーナー</p> <p>事務室</p> <p>共用会議室</p>
<p>主な建設費</p> <p>(単位：千円)</p>	<p>現地調査の対象とした県営鈴川第2アパート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費 63,448 ・<u>建築工事</u> 451,730 <p>合計 515,178</p>
<p>平成 29 年度 指定管理者</p>	<p>株式会社西王不動産</p>
<p>県費負担（実績）</p>	<p>平成 29 年度 198,250,218 千円（指定管理料以外）</p>
<p>施設の特徴</p>	<p>[県営住宅]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入基準を満たした低額所得世帯のみが入居する住宅 ・収入が不安定な入居者が少なくない ・近年、入居者の属性が多様化している（父子・母子家庭、単身高齢者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等） <p>[すまい情報センター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関する様々な相談（瑕疵補修・施工不良等のトラブルに関する事、建築基準法及び関係する法律に関する事、リフォーム工事に関する事、不動産売買・賃貸借契約・相続に関する事等）に対応している ・本所は毎月第3木曜日、支所は四半期に1回、弁護士による相談会を開催している



(写真：鈴木第2アパート外観)



(写真：すまい情報センター応接場所)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	山形県住宅供給公社	公募	2団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	株式会社西王不動産	公募	2団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	株式会社西王不動産	公募	3団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	株式会社西王不動産	公募	2団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月18日から平成26年9月26日まで

イ 申請団体 (2団体)

団体名 株式会社 西王不動産

その他1団体

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適切性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	財務状況及び経営基盤
V その他	入居者等からの要望等への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開の取組
	家賃収納の取組

エ 選定結果（審査評価）

60.0点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の性格や設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されていた。
- ・サービス向上を図るための具体的手法において、施設の目的に沿った、より具体的な提案が示されていた。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・家賃収納の取組みにおいて、より具体的な提案が示されていた。

(3) 施設の利用状況

[県営住宅]

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
団地数	78 団地	77 団地	77 団地	76 団地	76 団地
管理戸数	3,295 戸	3,279 戸	3,279 戸	3,275 戸	3,275 戸
入居戸数	3,211 戸	3,185 戸	3,153 戸	3,087 戸	3,048 戸
入居者数	8,498 人	8,264 人	8,188 人	7,810 人	7,270 人
県営住宅相談	7,485 件	5,487 件	4,849 件	4,595 件	3,656 件
うち入居申込に関する件数	1,224 件	904 件	819 件	573 件	438 件
募集戸数	226 戸	297 戸	428 戸	516 戸	774 戸
応募倍率	5.42 倍	3.04 倍	1.91 倍	1.11 倍	0.57 倍
新規入居戸数	176 戸	177 戸	192 戸	174 戸	173 戸

なお、入居世帯の属性別内訳は以下のとおりである。

属性	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	戸数 (戸)	割合 (%)								
一般世帯	1,229	38.3	1,206	37.9	1,156	36.7	1,079	35.0	1,016	33.3
障害者世帯	177	5.5	163	5.1	166	5.3	167	5.4	167	5.5
高齢者世帯	201	6.2	197	6.1	203	6.4	202	6.5	226	7.4
単身世帯	552	17.2	586	18.4	596	18.9	637	20.6	692	22.7
母子・父子世帯	921	28.7	908	28.5	906	28.7	892	28.9	853	28.0
多子世帯	131	4.1	125	4.0	126	4.0	110	3.5	94	3.1
合計	3,211	100.0	3,185	100.0	3,153	100.0	3,087	100.0	3,048	100.0

[すまい情報センター]

(単位：件)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅相談件数	132	105	100	94	71
情報提供件数	430	204	251	322	211
インターネットアクセス件数	380,517	263,846	480,715	589,828	653,605
合計	381,079	264,155	481,066	590,244	653,887

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	318,266	318,266	327,574	327,574	321,825	321,825	321,825	321,825	321,825	321,825
	利用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計	318,266	318,266	327,574	327,574	321,825	321,825	321,825	321,825	321,825	321,825
支 出	人件費	67,500	71,532	68,380	68,192	67,850	64,629	66,550	63,161	66,550	65,925
	保守点検費	26,300	27,507	27,140	26,232	27,000	26,307	27,000	25,053	27,000	27,676
	修繕維持費	205,066	205,064	208,754	208,749	206,675	206,674	206,675	206,667	206,675	206,671
	事務費	10,000	11,318	12,500	12,013	11,000	10,582	11,500	10,124	11,500	10,374
	負担金等	5,700	5,302	6,000	5,564	5,300	5,474	5,600	5,554	5,600	5,532
	事業費等	3,700	4,462	4,800	4,469	4,000	4,687	4,500	4,413	4,500	3,913
	支出計	318,266	325,188	327,574	325,221	321,825	318,355	321,825	314,976	321,825	320,094
収支差額		-	-6,922	-	2,353	-	3,470	-	6,848	-	1,731

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・ 入居者募集及び入退去に関する業務
- ・ 入居者の管理に関する業務
- ・ 県営住宅使用料（家賃）及び駐車場使用料の収納に関する業務
- ・ 県営住宅の維持管理に関する業務
- ・ センターの管理運営に関する業務
- ・ 施設利用者（県営住宅の入居者を含む。）を対象としたアンケートの実施による意見・提言の把握に関する業務
- ・ 上記アンケートに基づくサービスの向上に向けた自己検証の実施並びに当該検証結果の県への報告に関する業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、共同施設、機械設備等）の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理・修繕	○一般修繕*1 (指定修繕*2・ 緊急修繕*3を 含む。) ○退去修繕*4	○計画修繕*5
安全衛生管理	○	
災害その他緊急時の対応（初動の対応は指定管理者が行う。）	○	○
苦情等の処理（初動の対応は指定管理者が行う。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（初動の対応は指定管理者が行う。）	○	○
入居者の被災に対する責任（初動の対応は指定管理者が行う。）	○	○
施設火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○
建替計画（建設及び用途廃止）		○
募集に関する広報	○（手続き）	○（決裁）
募集住宅の決定	○（手続き）	○（決裁）
抽選会の実施	○	
入居候補者の選定	○	
入退去手続き（入退去の決定、家賃等の決定）	○（受理・ 審査）	○（決裁）
家賃・使用料の徴収	○	
同居・使用継続等申請の許認可	○（受理・ 審査）	○（決裁）
収入認定	○（受理・ 審査）	○（決裁）
家賃減免決定	○（受理・	○（決裁）

	審査)	
滞納納入指導	○	○ (協力)
滞納家賃の収納	○ (収納)	○ (協力)
滞納家賃に係る法的措置	○ (協力)	○

- * 1 一般修繕とは、計画修繕を除く比較的小規模な修繕をいう。
- * 2 指定修繕とは、県が年度当初に修繕内容、修繕項目を指定するものをいう。
- * 3 緊急修繕とは、火災、台風、地震等の災害時に緊急に点検及び復旧修繕を行うものをいう。
- * 4 退去修繕とは、住宅の明け渡しに伴う、ふすま、畳、塗装等の修繕をいう。
- * 5 計画修繕とは、あらかじめ県で長期的な計画を立てて実施する比較的大規模な修繕をいう。

③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	122,000,000 円
	平成 29 年 7 月	89,000,000 円
	平成 29 年 10 月	70,000,000 円
	平成 30 年 1 月	40,825,000 円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は包括協定書等にその定めがない。

(6) 監査の結果

①指定管理事業に係る消費税等の負担について

県営住宅及びすまい情報センターの指定管理事業に係る事業報告書中の収支決算書は、消費税等について税込経理方式となっている。

しかし、当該収支決算書上、指定管理事業において負担すべき消費税等相当額は管理運営経費として計上されていない。

税抜経理方式を採用している場合、売上げに係る消費税は仮受消費税として、仕入れ及び経費に係る消費税は仮払消費税として、収支計算には影響を及ぼさないこととなるが、税込経理方式を採用している場合、消費税等相当額が管理運営経費として計上されていないということは、収支決算書上の収支差額が、本来あるべき金額に比べて大きく計上されているということになる。

消費税等について、税抜方式を採用した場合と税込方式を採用した場合の収支差額に与える影響額を簡単な計算例で示すと以下のとおりとなる。

計算例) 売上高 20,000 円 (消費税額 1,600 円)、仕入及び経費 10,000 円 (消費

税額 800 円) の場合の収支差額計算

	税抜方式	税込方式
売上	20,000 円	21,600 円
仕入及び経費	10,000 円	10,800 円
差引	10,000 円	10,800 円
消費税等負担額	—	800 円
収支差額	10,000 円	10,000 円

県営住宅及びすまい情報センターの収支決算書においては、上記計算例でいう消費税等負担額 800 円が管理運営経費として考慮されておらず、収支差額が本来あるべき金額の 10,000 円ではなく、上記計算例でいう「差引」欄の 10,800 円となっており、結果として、消費税等負担額分だけ収支差額が大きく計上されている。

ここで、平成 25 年度から平成 29 年度における、指定管理事業に係る消費税等負担額の推計額は以下のとおりとなる。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
指定管理料収入	318,266	327,574	321,825	321,825	321,825
うち消費税額①	15,155	24,264	23,838	23,838	23,838
人件費支出	71,532	68,192	64,629	63,161	65,925
うち消費税額②	—	—	—	—	—
その他経費支出	253,655	257,029	253,726	251,814	251,166
うち消費税額③	12,078	19,039	18,794	18,652	18,604
消費税等負担額 (①－②－③)	3,077	5,225	5,044	5,186	5,234

* 1 人件費支出は、消費税等の計算上、全額不課税取引と仮定しております。

* 2 指定管理料収入及び人件費支出以外のその他の支出は、全額課税取引と仮定しております。

* 3 消費税の適用税率は、平成 25 年度は 5%、平成 26 年度以降は 8%として計算しております。

このように、県営住宅及びすまい情報センターの収支決算書においては、平成 25 年度は約 3 百万円、平成 26 年度以降は約 5 百万円の消費税等相当額が管理運営経費として計上されておらず、当該金額分だけ収支差額が大きく計上されている。

(収支予算書及び収支決算書の様式の変更について)

包括協定書には、収支予算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び収支決算書に当たる「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式が定められている。しかし、それらのいずれにも指定管理事業に係る消費税等負担額の記載欄がないため、指定管理者は、管理運営経費に消費税等負担額を算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができない。

県は、指定管理者が指定管理事業に係る消費税等負担額についても、管理運営経費に算入した上で収支予算書及び収支決算書を作成し、報告することができるように、「県営住宅等管理運営業務事業計画書」及び「県営住宅等管理運営業務事業報告書」の様式の変更を検討されたい。【意見】

②指定管理業務に係る現金管理について

指定管理者の保有する指定管理業務に係る現金について、現地調査時に実査した結果、帳簿上の現金残高と実際有高との間に 45,856 円の差異が生じていた。

現金管理担当者によれば、現金については入出金の都度現金出納帳への記録はしておらず、各月末に保管していた領収証等をもとに入出金記録を行っているとのことであった。

また、各支所において保有現金が少なくなってきた場合、本所から各支所へ現金を送金しているが、当該送金取引について本所の現金出納帳には記録がなされていなかった。

現状の入出金記録の場合、各月末という一時点のみにおいては、本所における現金出納帳残高と、本所及び各支所が保有する現金実際有高の合計額は一致してくるものと思われるが、本所及び各支所の日々のあるべき現金残高を把握することはできない。

(指定管理業務に係る現金管理について)

県は、指定管理者の現金管理について、現金の入出金（本所から各支所への送金取引も含む。）の都度現金出納帳へ記録するとともに、日々の業務終了後手許現金残高表を作成し、帳簿残高と実際有高の照合を行うよう指導すべきである。

【指摘事項】

11. 山形県ふるさと交流広場

(1) 施設の概要

施設名	山形県ふるさと交流広場										
施設所管課	県土整備部 空港港湾課										
条例・規則等	山形県ふるさと交流広場条例 山形県ふるさと交流広場条例施行規則										
設置目的(条例による)	県民の交流を推進することにより、活力ある県民の育成に資する。										
開設年月日	平成2年4月1日										
所在地	天童市大字乱川字下川原地内										
敷地面積	26,758 m ²										
建物構造	管理棟										
延床面積	92 m ²										
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場（散策路、多目的広場1面、テニスコート3面） ・便益施設（便所、更衣室、駐車場） ・休養施設（四阿、ベンチ、水飲み場） ・修景施設（植栽、張り芝、花壇） ・管理施設（管理棟他） 										
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・用地取得費</td> <td style="text-align: right;">402,853</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・用地造成工事</td> <td style="text-align: right;">117,923</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・植栽工事</td> <td style="text-align: right;">39,539</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・建築工事</td> <td style="text-align: right;">40,741</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">601,056</td> </tr> </table>	・用地取得費	402,853	・用地造成工事	117,923	・植栽工事	39,539	・建築工事	40,741	合計	601,056
・用地取得費	402,853										
・用地造成工事	117,923										
・植栽工事	39,539										
・建築工事	40,741										
合計	601,056										
平成29年度 指定管理者	株式会社 モンテディオ山形										
県費負担（実績）	平成29年度 3,691千円（指定管理料以外）										
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・主な施設はサッカー等に利用できる多目的広場である。土日や夏休みにスポーツ少年団が利用するが多い。 ・3面あるテニスコートについては平成21年度から利用がほとんどなく、現在は利用停止となっている。 ・供用開始後、30年近く経過し、施設の一部に老朽化が見受けられる。 										



(写真：ふるさと交流広場 多目的広場)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	財団法人山形県みどり 推進機構	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	景観環境経済研究会	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	株式会社 田園創成研究所	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	株式会社 モンテディオ山形	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 10 月 28 日から平成 26 年 11 月 28 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 株式会社モンテディオ山形

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	地域貢献
IV 事業計画に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力・運営体制
	財務状況・経営基盤
V その他	利用者等からの苦情等要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護・情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

60.5 点（100 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針、経営モラルが適切である。
- ・収支計画が適切で、事業計画との整合性がある。
- ・施設規模を理解し、また利用拡大へ取り組む姿勢がある。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・財務状況が健全である。

(3) 施設の利用状況

(単位：人、円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	7,680	8,413	3,006	7,990	905
使用料収入	82,500	89,700	76,000	65,900	12,600

*平成 29 年度は多目的広場の安全性確認のため 4 月 22 日から 8 月 18 日まで利用を休止した。

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収入	指定管理料	1,330	1,330	1,368	1,368	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
	利用料	200	83	200	95	82	76	76	66	65	13
	その他収入	-	-	-	-	416	-	376	45	37	52
	収入計	1,530	1,413	1,568	1,463	1,828	1,406	1,782	1,441	1,432	1,395
支出	人件費	1,100	1,000	1,110	1,000	900	335	900	328	529	360
	消耗、修繕他	120	396	128	386	762	612	556	602	353	605
	光熱水費	150	128	160	131	144	142	144	171	200	168
	維持管理料	160	34	170	248	22	317	182	340	350	262
	支出計	1,530	1,558	1,568	1,765	1,828	1,406	1,782	1,441	1,432	1,395
収支差額	-	-145	-	-302	-	-	-	-	-	-	-

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・植栽の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用許可の取り消し、条件の変更及び施設の使用の停止に関する業務

- ・利用の促進に関する業務
- ・自主事業の実施に関する業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理	○	
施設の修繕（1件当たり2万円以内の小規模修繕は原則、指定管理者が負担。大規模な改修費は県が対応。）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一次的対応責任は指定管理者にある。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一次的責任は指定管理者にある。）	○	○
利用者調整、利用者意見への対応	○	
包括的な管理責任		○
有料施設利用許可	○	
利用の禁止又は制限	○	
利用料金の設定（県が定める一定の枠内）	○	
使用日、使用時間の設定	○	

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成29年6月	1,330,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法制度の変更	物価変動・法制度・基準等の改正に伴う経費の変動	○	
	上記のうち、施設管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設を供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

①施設の利用状況について

前述(3)「施設の利用状況」で示したが、施設の利用者は多くて年間8,000人台、利用料収入は10万円未満である。利用者が多くない理由としては以下のようなものが考えられる。

- ア. 降雪のため12月から3月まで施設が閉鎖になる。
- イ. 場所がわかりづらく、交通のアクセスが不便である。
- ウ. 夜間照明設備がなく、夜間の利用ができない。従って、土日及び夏休みの利用が中心となり、平日の利用はほとんどない。
- エ. 3面あるテニスコートについては現在、利用停止となっている。
- オ. 施設の老朽化や安全性に対応するため使用休止の期間がある。
- カ. 多目的広場は人工芝などのないベアグラウンドである。特にサッカーを目的とする利用者は、より設備の整った近隣のグラウンドの利用を望む。

夜間照明設備の設置や人工芝の貼り付けなどは利用者増加に有効ではある。しかし、県の財政の面からも難しく、実施したとしても費用対効果からみて十分に効果があるのかも疑問である。

また、テニスコートについては現在、利用停止となっている。これはコート部分のアスファルト舗装を覆うカラー舗装が劣化し、利用者の安全面を考慮したこ

と及び近隣にある総合運動公園に整備されたテニスコートがあり、利用者数が見込めないことによる。このテニスコートについては、平成 21 年度から、ほとんど利用がなく遊休状態となっている。県では、この遊休資産につき再利用を検討している。しかし、具体的な解決策を提示するまでに至っていないとのことである。

当該施設は開設より 30 年近く経過しており、施設全般につき老朽化が進んでいる。事業継続のためには、大規模な修繕や設備投資が必要となると考えられる。



(写真：利用停止のテニスコート)

(今後の施設管理・運営の在り方について)

上記のとおり、当施設については、遊休施設の存在及び施設の老朽化が見受けられる。事業継続を前提とした場合、大規模な修繕あるいは投資等が必要となることから考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。【意見】

②当該施設に関する指定管理者への申請状況

直近のふるさと交流広場への指定管理者への申請状況は以下のとおりである。

- ・平成26年8月22日から10月3日まで募集を行ったが申請がなかった。
- ・申請がないのは指定管理者としては採算性に問題があるとの分析で、募集要項を一部変更し、再募集を行い現在の指定管理者が申請するに至った。

平成29年度の収支決算書を監査人が閲覧した限り、採算性からは指定管理者にメリットは感じられない。指定管理者に対して申し込んだ理由につきヒアリングを行うと以下のような返答があった。

- ・以前から、この施設の管理を行っており、プロフェッショナルとしての自覚がある。
- ・近隣にある県の総合運動公園についても、指定管理者となっており総合運動公園を利用できない場合、ふるさと交流広場を紹介でき、利用難民を減らし、スポーツ振興へ寄与できればと考えている。

なお、総合運動公園については考慮の対象外としてふるさと交流広場単体だけでも申請の意思があるかの問いについては明確な返答がなかった。①で述べたこととも関連するが施設の魅力を高めるか、採算性により配慮しなければ今後、申請者の確保が困難になることが考えられる。

(申請条件の見直し等による申請者の確保について)

申請条件の見直しや、施設自体の魅力の増加により、今後も申請者を確保していくことが望まれる。【意見】

③県所有の備品の管理について

現地調査の際に、県所有の備品につき現物の確認を実施した。その結果、以下のような差異が存在した。

	品名	台帳	現物
1	ほうき	2	1
2	くま手(鉄製)	2	0
3	コーナースタック(白色)	11	16

1と2については、その後の県の調査によって存在が確認された。3のコーナースタックについては、おそらく指定管理者が所有する分も含まれているものと考えられるが、県の備品標示票の添付もなく確認ができなかった。

(県有備品の管理の徹底について)

県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区分管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。【指摘事項】

④使用しなくなった県有備品について

当施設の県有備品のうち、次の備品については現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると当施設では今後も使用が見込まれない状況である。

品 名	数量
テニス用審判台	3
サッカーゴール (ジュニア用)	2

テニス用審判台のうち2台については、座席部分が破損し、使えない状態にある。サッカーゴールについても2台破損しており使用できない状態である。ただし、このサッカーゴールについては県所有の備品から除かれているものと考えられる。



(写真：審判台)



(写真：サッカーゴール)

(不要資産の処分について)

上記のような劣化した資産については、利用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。【指摘事項】

⑤収支実績書における一般管理費の合理性について

平成 29 年度の収支実績書において、収入から指定管理業務固有の支出を差し引いた差引残額が約 20 万円存在する。これから一般管理費を支出に計上し、収支差引を 0 として県に報告している。一般管理費の内容としては指定管理業務に係る消費税、指定管理業務に関する間接人件費（経理担当者・統括部長）が該当するとのことである。しかし、間接人件費は勤務時間等を用いた合理的な基準で配賦されていない状況である。より収支状況を的確に示すために合理的な基準を定めて、この基準に基づいて每期継続的に配賦を行うことが望まれる。

（一般管理費に関する適切な配賦基準の設定について）

県は、指定管理者に対し、収支実績書のうち間接人件費等、一般管理費に属する項目につき、適切な配賦基準を設定し、これに基づいて金額を計算するよう指導する必要がある。【意見】

12. 第1及び第2酒田プレジャーボートスポット

(1) 施設の概要

施設名	第1及び第2酒田プレジャーボートスポット（第1・第2酒田PBS）		
施設所管課	県土整備部 空港港湾課		
条例・規則等	山形県港湾施設管理条例 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則		
設置目的(条例による)	海洋スポーツやレジャーの交流拠点として、プレジャーボートの秩序ある利用に資するための係留・保管を行う。		
開設年月日	第1酒田PBS 平成8年9月1日 第2酒田PBS 平成19年4月1日		
所在地	酒田市大浜地内		
敷地面積	第1酒田PBS 17,201 m ² 第2酒田PBS 12,000 m ²		
建物構造	—		
延床面積	—		
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶保管施設 ・栈橋 ・物揚場 ・船舶役務設備（上下架装置） ・トイレ、倉庫、駐車場 		
主な建設費 (単位：千円)	第1酒田PBS		第2酒田PBS
	・工事費	153,300	・工事費
	・備品費	49,000	・備品費
	合計	202,300	・測量試験費
			・事務費
			合計
			282,800
平成29年度 指定管理者	酒田小型船舶安全協会		
県費負担（実績）	平成29年度 16,060千円（指定管理料以外）		
施設の特徴	収容能力 第1酒田PBS 281隻（水面係留：159隻、陸上保管：122隻） 第2酒田PBS 250隻（水面係留：192隻、陸上保管：58隻）		



(写真：第1酒田プレジャーボートスポット)



(写真：第2酒田プレジャーボートスポット)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

第1酒田プレジャーボートスポット

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	酒田小型船舶安全協会	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	酒田小型船舶安全協会	公募	1団体

第2酒田プレジャーボートスポット

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成20年4月1日 ～平成24年3月31日	酒田小型船舶安全協会	公募	2団体

第1及び第2酒田プレジャーボートスポット

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	酒田小型船舶安全協会	公募	1団体
(第2期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	酒田小型船舶安全協会	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月22日から平成26年10月3日まで

イ 申請団体 (1団体)

団体名 酒田小型船舶安全協会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
IV 事業計画に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	地域貢献
	安定的な運営が可能となる人的能力・運営体制
V その他	財務状況・経営基盤
	利用者等からの苦情等要望への対応

	緊急時の対応
	個人情報保護・情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

60.1点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針、経営モラルが適切である。
- ・収支計画が適切で、事業計画との整合性がある。
- ・地域・関係機関等との連携が十分である。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・財務状況が健全である。
- ・緊急時の対策が妥当であり、リサイクル・省エネ等環境への配慮が十分である。

（3）施設の利用状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保管艇数(艇)	427	429	430	424	409
第 1 酒田 PBS	219	226	235	229	223
第 2 酒田 PBS	208	203	195	195	186
利用料収入(千円)	24,407	25,531	25,582	25,159	24,265

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	管理代行料	10,660	10,660	10,982	10,982	11,601	11,601	11,601	11,601	11,601	11,601
	自主事業	2,450	2,842	2,500	3,002	2,870	3,201	2,940	3,227	3,110	3,024
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
	収入計	13,110	13,502	13,482	13,984	14,471	14,802	14,541	14,828	14,711	14,653
支 出	人件費	7,600	7,600	7,600	7,600	7,980	7,959	8,240	7,922	8,400	8,146
	水道光熱費	1,223	1,223	1,224	1,224	1,440	1,410	740	695	750	751
	保険料	680	680	680	680	750	748	750	746	750	848
	その他	1,930	1,930	1,930	1,930	2,450	2,973	2,990	4,308	2,850	4,594
	自主事業	2,450	2,842	2,500	3,002	2,870	3,201	2,940	3,227	3,110	3,024
	支出計	13,833	14,275	13,934	14,436	15,490	16,291	15,660	16,901	15,860	17,364
収支差額		-773	-773	-452	-452	-1,019	-1,489	-1,119	-2,072	-1,149	-2,710

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用の承認に関する業務
- ・施設の使用変更の承認に関する業務
- ・施設の使用期間の延長の承認に関する業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設全般の日常清掃、安全点検及び衛生管理	○	
施設の修繕（原則、県が対応し、年間4万円までの小規模修繕は指定管理者が負担）	○	○
災害時の対応（一時的責任は指定管理者にある）		
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一時的責任は指定管理者にある）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責	○	○

任は指定管理者にある)		
利用者調整、利用者意見への対応	○	
使用承認・利用料金関係業務	○	
目的外使用・占用にかかる許可関係業務		○
使用法の指導	○	
「入出港届」の受理	○	
包括的な管理責任		○
使用促進（双方積極的なPRを図る）	○	○

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
利用料金の収受額 から充当	平成29年4月	11,601,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法制度の変更	物価変動・法制度・基準等の改正に伴う経費の変動	○	○
	上記のうち、施設管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設を供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

①情報公開に関する県の指導について

指定管理者は、当該協定に基づき、プレジャーボートスポットの利用案内、空き状況、利用料金、注意事項及び組織体制などの指定管理業務に関する情報について、指定管理者のホームページや発行する会報、施設内の掲示板で公開している。

しかし、県と指定管理者が締結している包括協定書第 23 条第 1 項で定めることとされている「本施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程」を作成していない。

「第 1 酒田プレジャーボートスポット及び第 2 酒田プレジャーボートスポットの管理運営に関する包括協定書」より抜粋

(情報公開)

第 23 条 乙（指定管理者（※監査人追記））は、山形県情報公開条例（平成 9 年 12 月県条例第 58 号。以下「情報公開条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、同条例の趣旨に則り、本施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講じるものとする。

2 甲（県（※監査人追記））は、乙が実施する本施設の管理業務に関する情報の公開に関し、情報公開条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 乙が実施する本施設の管理業務に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続を定めて、公開を実施すること。
- (2) 乙の文書等の公開の実施に際して、甲の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は甲との協議を行うなど、公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。
- (3) 本施設の管理業務に関して、乙が実施する各業務の責任者又は担当者の情報、本施設の利用状況や主催事業のお知らせ等の本施設の管理運営上公開すべきと判断される情報について、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うこと。

(情報公開に関する県の指導について)

指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第 23 条第 2 項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者

に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討されたい。【指摘事項】

13. 山形県生涯学習センター

(1) 施設の概要

施設名	山形県生涯学習センター
施設所管課	教育庁 文化財・生涯学習課
条例・規則等	山形県生涯学習センター条例 山形県生涯学習センター条例施行規則
設置目的(条例による)	県民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、地域の活性化を担う人材の育成及び県民の文化の振興を図る。
開設年月日	平成2年7月28日
所在地	山形市緑町一丁目2番36号(「遊学館」) 山形市緑町一丁目4番28号(生涯学習センター分館「洗心庵」) 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル10階
敷地面積	「遊学館」9,998.67㎡ 「洗心庵」2,193.93㎡
建物構造	「遊学館」鉄筋コンクリート造 地上4階、地下2階 「洗心庵」木造平屋建 地上1階
延床面積	「遊学館」5,029.52㎡ 「洗心庵」240.00㎡ 霞城セントラル 865.10㎡
主な施設	「遊学館」 ・ホール ・研修室 ・特別会議室 ・和室研修室 「洗心庵」 ・多目的ホール
主な建設費 (単位：千円)	「遊学館」 ・調査設計費 85,044 ・工事監理委託 64,579 ・本館建設工事 5,452,793 ・造園、外構工事 273,995 合計 5,876,411 「洗心庵」 ・既存建物撤去 19,163

	<ul style="list-style-type: none"> ・新設施設 72,950 (建物新築、電気設備、機械設備、工事監理等) ・庭園復元 58,840 ・事務費 279 <p style="text-align: center;">合計 151,232</p>
平成 29 年度 指定管理者	公益財団法人山形県生涯学習文化財団
県費負担（実績）	平成 29 年度 2,228 千円（指定管理料以外）
施設の特徴	<p>「遊学館」 山形県生涯学習センター、山形県男女共同参画センター及び県立図書館が一体となった複合施設</p> <p>「洗心庵」 山形新聞社社長の故服部敬雄氏の居宅であった土地、建物について、平成 17 年 3 月に所有者から寄贈を受け、県が生涯学習センター分館として再整備した庭園文化学習施設</p>

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第 1 期) 平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1 団体
(第 2 期) 平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1 団体
(第 3 期) 平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	財団法人山形県生涯 学習文化財団	公募	1 団体
(第 4 期) 平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日	公益財団法人山形県 生涯学習文化財団	公募	1 団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集の方法

山形県男女共同参画センター（当施設と同じ「遊学館」内に所在）の管理運営業務と合わせて一括して指定管理者の募集を行っている。

(理由)

- ・同一敷地内に2つの指定管理者が入ることによる、管理運営の矛盾発生の防止
- ・経費の効率的執行
- ・両センターの連携による事業効果の向上

イ 募集期間

平成26年6月10日から平成26年7月22日まで

ウ 申請団体 (1 団体)

団体名 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

エ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県教育庁指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
Ⅰ センターの管理運営に関する基本方針	施設の設置目的と管理運営方針
	経営方針
Ⅱ 男女共同参画推進事業に関する提案	男女共同参画推進事業の実施方針等
	運営体制と民間団体等の協力体制の構築
	男女共同参画推進事業の実施計画
Ⅲ 施設の管理運営に関する提案	利用者サービス向上に向けた取組
	運営体制と組織
	情報管理と危機管理
	施設の管理運営に関する収支計画
	安定的運営の基礎となる経営基盤

オ 選定結果 (審査評価)

65.8点 (100点満点)

カ 主な選定理由

- ・中規模ホールや少人数向け研修室を有する施設の特色、県立図書館を併設する複合施設としての利点をPRしていくなど独自の方針を提案している。
- ・これまでの指定管理者としての実績を活かした自主事業の実施等を提案している。

- ・女性人材育成事業の強化等による実践的活動を推進し、県・市町村・地域のネットワークや関係機関等との連携強化を重視することを提案しており、男女共同参画社会の実現に効果的と判断される。
- ・利用者の要望に応じた利用者サービス向上に向けた取組を提案している。
- ・近隣の文翔館、教育資料館と連携し、文化・芸術振興の視点を踏まえた事業を提案している。

(3) 施設の利用状況 (単位：人)

区分			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
遊学館	貸館事業	総計	40,083	40,756	41,012	43,623	41,635
		1日平均	135	137	138	147	140
	その他	総計	3,430	2,618	1,321	2,101	1,716
		1日平均	12	9	4	7	6
洗心庵	貸館事業	総計	1,116	2,559	3,153	4,230	4,262
		1日平均	5	9	11	14	14
	その他	総計	12,020	11,520	7,080	6,330	6,504
		1日平均	58	39	24	21	22

(注)「その他」＝自主事業参加者＋視察見学者数＋来館による学習相談者数

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収 入	指定管理料	75,514	75,514	92,366	92,366	93,251	93,251	93,251	93,251	93,251	93,251
	利用料	7,700	7,792	7,989	8,369	8,012	8,334	8,639	8,767	8,423	8,784
	その他収入	24	20	16	21	13	14	18	11	25	22
	収入計	83,238	83,326	100,371	100,756	101,276	101,599	101,908	102,029	101,699	102,057
支 出	人件費	13,462	13,381	17,742	17,161	19,133	19,729	19,166	21,033	21,051	21,877
	事務費	2,294	2,012	4,746	4,156	3,969	3,689	3,925	3,865	3,875	3,612
	修繕費	1,933	1,933	2,399	2,399	1,397	1,397	2,414	2,414	1,660	1,660
	委託料	53,328	53,339	62,157	60,656	63,234	61,977	62,720	61,714	61,480	61,468
	霞城ビル内	12,221	12,031	13,327	12,636	13,543	13,414	13,683	13,539	13,633	13,513
	支出計	83,238	82,696	100,371	97,008	101,276	100,206	101,908	102,565	101,699	102,130
収支差額		-	630	-	3,748	-	1,393	-	-536	-	-73

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・山形県男女共同参画センターの運営に関する業務
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設等の使用許可の取り消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
- ・委託者が必要と認める業務

②施設等の修繕に関する費用負担

施設等の修繕に関する費用分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設等の経年劣化等に伴う改修・更新などで、1件につき50万円を超える比較的大規模な修繕		○
1件につき50万円以下の通常の保守点検の過程で生じる部品交換や、日常的な修繕など比較的小規模な修繕(収支計画に掲げた修繕費の範囲内)(※)	○	
緊急な修繕を要する場合や特に必要と認められる修繕	協議事項	

(※) 指定管理者は、修繕費の実績額が収支計画に掲げた額を下回った場合、その差額を県に返還しなければならない。

③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成29年4月、6月 8月、10月、12月、 平成30年2月	93,251,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等	○	
物価変動	指定後のインフレ・デフレ	○	
金利変動	金利変動	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担	○	
資金調達	必要な資金の確保	○	
施設競合	施設競合による利用者減、収入減	○	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷	○	
	上記以外による施設・設備の損傷	協議事項	
債務不履行	施設設置者（県）の協定内容の不履行		○
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行	○	
損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害	○	
	上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	施設、設備等の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う	協議事項	

	運営リスク	
--	-------	--

(6) 監査の結果

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

第2 総括意見

本年度の包括外部監査は指定管理者制度を導入している15施設を対象とした。15施設のうち9施設については現地調査を実施し、6施設については書面監査を行った。この総括意見では、15施設の監査を通して、監査人が指定管理者制度全体に係る課題と考える点につき、意見を述べることとする。

指定管理者制度は公の施設の管理運営につき、民間活力を活用して住民サービスの向上を図り、あわせて行政経費の削減を図る目的で導入された（平成15年地方自治法改正）。県では平成18年度に導入され、既に10年以上が経過している。

指定管理者制度の第一の目的は住民サービスの向上を図ることにある。しかし、県に限らず多くの自治体で、厳しい財政状況に鑑み、指定管理者制度について経費削減に比重を置いた運用がなされているようである。

また、今回の監査対象施設の中には、かなり老朽化しているものもあり、今後、施設の撤去や廃止あるいは売却などの検討が必要となることが考えられる。住民福祉の向上と公の施設の目的とのバランスの中で、県民の理解が得られる範囲内で廃止等の方針がなされることもやむを得ない。しかし、県民の福祉の増大という観点においては公の施設の有効利用につき工夫と努力が求められるものである。

民間のノウハウを最大限に利用することが施設の有効活用につながり、多くの民間団体が指定管理者に申請することにより、競争原理が働き、より施設の有効活用が促進される。しかし、直近では県における指定管理者への申請数の多くが1団体であり、3団体以上申請があった施設はない状況である（第2章 第1「公の施設の状況」参照）。公募時に民間団体が指定管理者になろうというインセンティブが必ずしも働いていないという状況が見て取れる。

また、現地調査時に指定管理者に対し、申請したときの主なインセンティブは何か質問したところ、その回答としては、県の仕事を行っていることにより、対外的な信頼感が得られるというものが複数存在した。一方で経済的なメリットをあげるところはほとんどなかった。事実、収支面からは実質上、キャッシュフローがマイナスとなっているところもあり、株式会社等の営利目的会社としては申請が難しい状況がうかがえる。

公募時の指定管理料の参考価格は、基本として前年度までの実績を考慮して積算しており、結果として更に低くなる傾向にある。県の財政が非常に厳しい中、経費削減に重きがおかれる傾向にあるものと考えられるが、指定管理者制度の持続的な運営に当たっては、公募時に民間団体が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定に努める必要がある。条件設定に当たっては、文化施設、スポーツ施設、宿泊施設、公園等の設置目的と特色を十分に考慮することが望まれ、その上で公募時の指定管理料の上限額や納付金額の決定、利用料金の在り方、自主事業の範囲や

その収益の取扱い、リスク分担の見直しなど総合的に検討する必要がある。また老朽化が進んだ施設では中長期的な修繕計画等の存在もインセンティブを与えることになるものと考えられる。

また、各施設の指定管理者制度の管理運用は一義的には施設所管課が行っている。県では、毎年度末に施設所管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催し、ガイドラインの改正内容や運用上の留意点等について説明するとともに、情報共有を行っているところである。このような会議を年度内に定期的に複数回開催し、意見交換の場を充実させることにより、他の施設の管理運用状況を知ることが可能になり、今後の実務に生かせることにもつながるので、その実施を望みたい。

施設所管課としては、引き続き施設の在り方について不断の見直しを進めていくことが大切なことと考える。この場合、単に前例を踏襲するだけではなく、住民サービスの向上や地域活性化の観点から、適宜必要な検討を進めていくべきものと考ええる。

その他、指定管理者制度を導入している施設共通の課題として以下の項目があげられる。

①収支計画書の様式について

第1 各施設についての結果報告 10「山形県県営住宅・すまい情報センター」のところで述べているが、施設共通のものと考えられるので、ここでも取り上げる。

収支予算及び収支決算については全施設で消費税込の金額で作成されている。しかし、指定管理者が消費税課税対象業者である場合、収支が同額であっても実質、消費税支払の発生により、キャッシュフローがマイナスとなる。特に 2019 年 10 月から消費税の引き上げが予定されていることもあり、影響が大きくなることも想定されるので収支の状況をより適切に表す観点から、可能な限り収支計画を消費税抜きで作成することが望ましい。

②リスク分担に関する定めについて

大規模修繕における指定管理者と県の費用負担をはじめ、施設の管理運営に係る責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要項で周知するとともに、協定等において事前に定めておくべきものと考ええる。

県は、ガイドラインにおいて、包括協定の内容例として、「安全管理、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項」を挙げている。

施設の管理運営に係る責任分担については、例えば「山形県県営住宅・すまい情報センター」の包括協定第 23 条において、別紙 5 「県営住宅管理業務責任分担表」のとおりとする旨規定されており、また、同協定第 21 条において損害賠償、第 25 条において原状回復義務に関する定めが明記されている。

しかし、一般に指定管理者制度でのリスク分担として取り決められている物価変動、金利変動、法令・税制等の変更について、協定書において記載のない場合が見られた。

③指定管理施設における自主事業の取扱いについて

県では、公の施設において指定管理者がその指定管理業務の範囲内で実施する「企画事業」及び指定管理業務の範囲外で実施する「自主事業」について、それぞれ、次のとおり定義している（アンダーラインは監査人によるもの）。

企画事業	企画事業とは、 <u>管理業務に含まれている</u> 自ら企画して実施する事業をいう。
自主事業	自主事業とは、 <u>施設の設置目的に沿い</u> 、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、 <u>自己の責任と費用により</u> 実施する事業をいう。

「指定管理者制度導入手続き等に関するガイドライン」 1 (4) ④「事業計画書の内容例」より

また、自主事業の中には、施設利用者の利便性向上に寄与するなど施設の設置目的の範囲内と認められ、指定管理者が自己の費用と責任において実施する「目的内の自主事業」と、指定管理者が県から行政財産の目的外使用について許可を得て、自己の費用と責任において実施する施設の設置の「目的外の自主事業」があるものと考えられる。

現状では、指定管理施設の事業計画書及び事業報告書上、指定管理者が県の求めに応じて提案した事業を自主事業として取り扱い、自主事業収支に当該事業に関する収支を含めて計上している事例が複数認められる。

指定管理者が県の求めに応じて提案した事業については、本来、企画事業として指定管理業務の収支に含めて計上すべきである。また、自主事業に関しては、包括協定書で定められた指定管理料の積算に当たって、指定管理業務に係る収支に含めて取り扱われており、金額的には軽微であるものの、結果として収支実績の報告や指定管理料の算定に影響を及ぼしている状況にあると言える。

以上を整理すると、次のとおりとなる。

一部の指定管理者が「自主事業」として区分し報告している事業の類型

(下図：監査人作成)

指定管理業務に含まれるか	施設の設置目的との関連性	あるべき区分	あるべき収支の取扱い	公の施設の目的外使用に該当するか
含まれる（提案業務など）	あり	企画事業	指定管理業務に係る収支の一部として企画事業収支を計上	該当しない
含まれない	あり	目的内の自主事業	指定管理業務に係る収支と分け	該当しない
	なし	目的外の自主事業	て自主事業収支を計上	該当する

当該事業が「公の施設」を利用して行われるものであることを踏まえると、施設の利用促進のための利用者に対するサービス行為（例えば売店の設置等）のような正当かつ合理的な理由に基づく「優先利用」を認める場合は、当該自主事業を実施するため指定管理者に施設を使用させることを協定書に明記する必要があるものと解される。また、協定書において自主事業の実施を明記しない場合は、目的外の自主事業として、行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要と解される。

今般の監査で確認した範囲では、設置目的外の自主事業について目的外使用許可の手続漏れは発見されなかったが、自主事業の位置づけにかかる十分な理解が浸透しないままに放置されてしまうと、収支実績の報告や指定管理料の算定の誤り、施設の利用に関する公平性が担保されないリスクも生じうる。県としては、改めて指定管理者に対し適切に理解を促すことが必要である。

④県の指定管理者に対する管理・監督状況について

県の施設所管課の指定管理者に対する管理・監督状況について、例えば、指定管理者の作成した収支決算書等につき所管課のチェック内容にバラツキが見られる。重要な管理・監督業務についてはある程度、手続きを統一して実施することが望ましい。

この中で、指定管理者の管理・監督の手続きとして監査人が重要と考えるものは指定管理業務に係る預金残高管理についてである。

県は、事業報告書等により収支実績について報告を受けている。収支実績は、その年度の収支状況を明らかにすること及び次年度以降の計画策定上重要な資

料であり、現金預金の適切な管理及び残高の確認は適正な収支実績作成の前提と考えられる。

しかし、指定管理者が管理している当該事業に係る預金口座について、必ずしも会計年度末等の定期的な基準日における残高を確認するルールがなく、当該残高が把握されていない、又は帳簿残高と銀行残高の一致が確認されていない事例が見られる。

指定管理業務にかかる預金口座は、一義的には指定管理者の責任において管理すべきものであり、県が直接その残高の実在性について確認しなければならないという法的根拠はない。しかし、ガイドラインにおいて事業報告書の内容について「(前略) 実地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。」(2(1)②)とされており、実績報告に対するモニタリングは重要であると考えられる。

この手続きを行うだけで適正な収支実績の作成が保証されるわけではないが、指定管理者に対する一定の牽制になることに加え、指定管理者が管理業務に関する収支の経理を適切に行っていることの裏付けの一つともなる。

よって、県は、少なくとも指定管理者の管理業務に係る預金口座について、定期的に指定管理者から報告を受け残高を把握すること、加えて、年1回以上は当該口座の預金通帳を自ら閲覧する等、指定管理者がその管理業務の中で帳簿残高と銀行残高の一致を確認していることを確かめるモニタリング手続を実施することが望ましい。

⑤ サービス提供・管理運営状況に係る検証等について

「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」では「サービス提供・管理運営状況に係る検証等」として、より良いサービスの提供等に向けて、利用者の意見を踏まえ、サービスの提供や管理運営状況について、指定管理者と施設所管課がそれぞれの立場で分析・検証を行うことや、検証に当たっては施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入に努めることとされているが、現状では施設所管課が主として検証を行っている。外部の視点からの客観的な検証は、有意義であり、今後、積極的に活用すべきと考える。

以上、監査人の考えるところを述べてきたが、これらの概略を下に7項目の意見として記載する。

(インセンティブの向上について)

指定管理者制度の持続的な運用に当たっては、民間団体が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定に努める必要がある。条件設定に当たって

は、各施設の設置目的等を十分に考慮した上で、募集時の指定管理料や納付金の参考価格の決定、利用料金の在り方、自主事業の範囲やその収益の取扱い、リスク分担の見直し、修繕計画の策定など総合的に検討することが望ましい。【総括意見1】

(担当者間の意見交換について)

県では、指定管理者制度を導入している各施設の所管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催している。このような会議を定期的に複数回設けるなど、意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の管理等の参考となり、実務に生かすことが可能になるものと考えことから、適切な実施が望ましい。【総括意見2】

(収支予算書・収支決算書の様式について)

収支予算書・収支決算書について、収支の状況をより適切に表す観点から、施設に
応じて可能な限り消費税に関して税込様式から税抜き様式での作成を検討することが望ましい。【総括意見3】

(指定管理者に対する管理・監督手続きについて)

各施設所管課の指定管理者に対する管理・監督手続きについては必ずしも統一されたものがない。【総括意見2】で述べた意見交換の場などを通して、必ず行うべき重要な手続きを洗い出すことなどにより、マニュアル化を進めることが望ましい。

この中で、指定管理業務に係る預金残高管理については、定期的に指定管理者から当該専用口座の残高について当該事業区分の合計残高試算表等に基づき報告を受けるとともに当該専用口座の預金通帳を自ら閲覧する等、指定管理者がその管理業務の中で帳簿残高と銀行残高の一致を確認していることを確かめるモニタリング手続を実施することが望ましい。【総括意見4】

(包括協定等におけるリスク分担に関する定めについて)

県は、包括協定等において、物価の変動、金利変動、法令・税制等の変更により、施設の管理運営に支障が生じた場合のリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成することが望ましい。【総括意見5】

(指定管理施設における自主事業の取扱いについて)

県は、自主事業に係る取扱いを明確に示すとともに、目的外の自主事業を実施する場合は、行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要となること及び企画事業を含む指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して収支計画書を作成するよう指定管理者を指導することが望ましい。【総括意見6】

(サービス提供・管理運営状況等に係る検証等について)

県は、サービス提供・管理運営状況等に係る検証を行うに当たって、ガイドラインに示すとおり、施設に設置している第三者を含む運営協議会等や審査委員会を活用する等、施設の規模や状況に応じた方法により、外部視点の導入に努めることが望ましい。【総括意見7】

以 上